

戦時企業整備とその資金措置

柴田善雅

Wartime Business Restructuring and Financial Measures

Yoshimasa SHIBATA

はじめに

1941年12月のアジア太平洋戦争突入により、戦時経済は輸入力重視から輸送力重視に経済政策が転換するが、国内的にはさらなる資金・資材・労働力の軍需産業への集中的投入が行われる。戦時不要不急産業と政府が認定した産業への生産要素の投入を阻止し、軍需関係産業への生産要素のさらなる集中が実施された。特に1943年7月以降の戦力増強企業整備は政府の強権を以って遂行されたものである。追い詰められた日本の戦時経済は、不要不急と認定した産業を強制的に転廃業に迫り、最も重視された航空機産業を中心とした軍需産業に生産要素を極限まで傾注しようとした¹⁾。この措置は政府の強権を以って産業構造の転換を迫るものであった。

この時期の不要不急産業とは金鉱業、繊維産業、食品産業等である。戦後に公表されたもののうち、行政刊行物を除き²⁾、これまでの企業整備研究では、中小企業の独占的企業への系列化としての産業再編と繊維産業整備が重視されてきており、また中小企業整備については多数存在した中小繊維産業とも重複する課題であった³⁾。本稿はこれらの繊維産業研究や中小企業研究の蓄積を踏まえたうえで、企業整備の対象となった産業、すなわち従来の中小企業を含む繊維産業を中心とした産業の側からの接近で欠落している、政府による企業整備政策の施行の実体を分析する。それにより政府の企業整備政策の意義を再定置し、経済政策としての立案・施行の側からの、いわば上からの強権的な企業整備として描くことを目標とする。それにより戦時軍需産業の系列化や繊維産業の寡占の進行のみならず、特定産業を標的とした行政的な産業縮小政策として描くことができる。それに伴う事業転換と事業廃棄の摩擦の発生を極小化し、円滑に進めるため各種資金措置がなされた。併せてこの資金的裏付けを視野に入れることで、大規模な産業構造の転換が戦時という例外的な状況の中でもさしたる紛糾を伴わずに進んだことを論証したい。特に金鉱業整備と製造業整備の施行と、これらにかかる資金措置の実施の統計的な紹介により、これら政策投入の帰結を確認したい。

筆者はこれまでも金鉱業整備にからめて企業整備資金措置について言及し⁴⁾、また会社経理統制との関わりにおける企業整備にも言及した⁵⁾。さらに本稿は戦時経済統制の各論として企業整備の側から補強を目指すものとなる。ただし石炭鉱業整備については資料発掘が遅れており、本稿ではその分析を見送らざるを得なかった。

- 1) 企業整備に言及する戦時統制経済論としては、古くは楫西光速『昭和経済史』東洋経済新報社、1951年、で概説の一部としてまとまった記述がある。企業整備はその後の戦時統制経済研究の中で位置づけを与えられてきた(原朗「戦時統制経済の開始」岩波講座『日本歴史』第20巻、岩波書店、1976年、中村隆英「戦争経済とその崩壊」(同前第21巻、1977年)、原朗「戦時統制」(中村隆英編『日本経済史』7「計画化」と「民主化」、岩波書店、1989年)、宮崎正義・伊藤修「戦時・戦後の産業と企業」(同前所収)、原朗編『戦時経済—計画と市場』東京大学出版会、1995年、がある。
- 2) 通商産業省『商工政策史』第11巻「産業統制」(前田靖幸執筆)、商工政策史刊行会、1964年、同第16巻「繊維工業(下)」(内田星美執筆)、1972年。
- 3) 戦時の系列化の変容を重視するものとして宮島英昭「戦時経済統制の展開と産業組織の変容」1・2(『社会科学研究』第39巻第6号、第40巻第2号、1988年)、坂本悠一「戦時体制下の紡績資本—東洋紡績の多角化とグループ展開」(下谷政弘編『戦時経済と日本企業』昭和堂、1990年)、長島修「企業整備と系列化」(下谷政弘・長島修編『戦時日本経済の研究』見洋書房、1992年)、および植田浩史「戦時経済下の下請=協力工業政策の形成」(前掲『戦時経済—計画と市場』所収)がある。そのほか繊維産業の再編に着目する渡辺純子「戦時期日本の産業統制の特質」(『土地制度史学』第150号、1996年1月)がある。
- 4) 拙稿「戦時産金体制と金資金特別会計」(『大東文化大学紀要(社会科学)』第34号、1996年3月)、およびそれを改訂した拙著『戦時日本の特別会計』日本経済評論社、2002年、第4章、参照。
- 5) 「戦時会社経理統制体制の展開」(『社会経済史学』第58巻第3号、1992年9月)。企業整備資金措置については所管した大蔵省の行政史、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』全18巻、東洋経済新報社、にまとまった言及がない。

1. 「企業整備令」と「企業整備資金措置法」の公布

1. 1 「企業整備令」の公布

日中戦争期から自発的企業整備を政府は要請し、不要不急産業と想定した繊維産業や流通業等に対して企業整備を推進してきた。企業整備という用語は採用されていないが、不要不急業種に対する資金的圧迫のみならず、新規開業についても事実上承認しない体制がとられた。資金的措置として、1937年9月10日「臨時資金調整法」による設備資金供給の優先順位を付した許可制も有効に機能したが、ここでは省略しよう。行政命令的設備・製造規制として、例えば、1937年9月10日法律「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル件」に基づき、1938年2月12日商工省令「繊維工業設備ニ関スル件」で繊維工業の設備新設が不可能となり、同年11月25日商工省令「毛織物製造制限規則」により毛織物製造にも設備制限を行い、また同年6月29日商工省令「綿製品ノ製造制限ニ関スル件」で、綿糸・綿織物・綿メリヤスについて、輸出用以外の製造を禁止した。こうして実質的に繊維産業は身動きが取れなくなり、自発的転廃業に向かわざるを得ない環境となった。

その後、1940年1月26日の日米通商条約失効を経て、内外の情勢が緊迫を強め、7月22日発足の第2次近衛内閣により、国防国家方針の中で10月22日閣議決定「中小商工業ニ対スル対策」で存続困難な中小企業経営者・従業者を重要産業の労務者として動員する方針を打ち出した。また12月7日閣議決定「経済新体制確立要綱」が公表され、中小企業で維持困難なものは「自主的ニ整備統合」させるものとした。そして1941年1月12日商工次官通牒「中小商工業者ノ転廃業対策要綱」でその実施に移った¹⁾。他方、商工省では同年10月に「繊維対策要綱」を決定し、繊維産業の生産機構の整備対策として、優秀な工場に操業を集中し、非能率工場を休止するという方針を打ち出した²⁾。この時期の経済新体制運動の高揚の中で、繊維産業では紡績業の企業統合が行われた。

その後、1941年7月25日以降のアメリカ・イギリス・オランダ等の対日資産凍結と、その報復による事実上の経済関係の途絶を経て、12月8日の開戦で戦時統制のさらなる強化が要請されるに至った。そこで商工省は開戦前から立案していた企業への強力な統制を打ち出す。それが1941年12月11日総動員勅令として公布された「企業許可令」である。「企業許可令」によれば企業の設立等については、事業の設備の新設、拡張または改良の制限及び事業の開始または委託についてはこの勅令により（第1条）、企業の整備統制の基礎を確立することを目的とした。こうして「企業許可令」により鉱業1、工業203、商業238、交通業1、合計443の産業が指定され³⁾、自由な企業活動は封殺され、許可されない事業の新規開業は不可能となり、既存企業も企業整備に追い詰められてゆくことになる⁴⁾。

さらに政府からの企業整備促進の法令として、1942年5月13日総動員勅令「企業整備令」が公布された。「企業整備令」によると、「国家総動員法」第16条ノ2の規定に基づく事業に属する設備または権利の譲渡その他の処分、出資、使用または移動に関する命令及び同法第16条ノ3に規定する事業の委託、譲渡、廃止もしくは休止または法人の合併もしくは解散に関してはこの勅令によるものとする（第1条）、企業を整備しまたはそのため事業に属する設備もしくは権利の利用を有効ならしめることを目的とする（第2条）、とされた。この勅令により、商工大臣は上記の法人活動に対して、一般的に指定事業に対して命令できるのみならず、特定事業者に対しても命令することができるものとなった。この勅令公布と同時に「企業整備令運用方針」が発表された。そこでは必要がある場合にはこの勅令を発動するとし、また設備等資産の強制譲渡先として、国民更生金庫（1941年6月28日設置の特殊法人）、産業設備営団（1941年12月26日設置の特殊法人）等を指定した⁵⁾。この段階では政府が「企業整備令」を公布して、必要があれば企業整備に強権的に乗り出すというもので止まっていた。それが現実になるのは、戦力増強企業整備が打ち出され、それを円滑に推進するための、次の「企業整備資金措置法」の公布をみてからである。そのため「企業整備令」の実質的な施行は1943年7月以降のこととなる。そのほか「金属回収令」（1941年8月30日勅令）により、政府は市中の金属の回収に乗り出した。さらに同令は企業整備体制の構築に併せ、1943年8月12日に改正され、金属回収が強化された。ただし本稿は金属回収政策と

その施行を課題としていないため、金属回収については割愛する。

1.2 「企業整備資金措置法」の公布

1943年6月1日閣議決定「戦力増強企業整備基本要綱」で企業整備について新たな方針が打ち出された。それによると、総合戦力、特に直接戦力を急速かつ最高度に増強する目的をもって、従来の企業整備の趣旨を拡充し、新たな構想の下に企業整備を実施するものとする、戦争遂行上必要な生産力を軍需に即応した重点部門へ計画的に転活用し、戦力化するため各種生産要素を集約するとともに最大効率を発揮させる体制を整備する、特に企業系列の調整強化、生産機能の刷新向上を図り、生産性を向上させる、要領として、工業部門の整備としては、労務供出、金属類回収または工場、設備の転用に寄与すること大なる部門の整備は積極的に転用させ、その他の部門の整備としては、工業部門の整備に即応し原材料、資材及び製品の配給部門についても調整改善する、小売業の整備については概ね前年度の方針で実施する、工業部門及び配給部門以外の部門については別途企画して実施する、転用及び回収の措置として、整備の実施に当たり工場及び設備の転用並びに金属類の回収を計画的に行うものとし、転廃業者及び従業者については、その企業の資産設備は国民更生金庫または産業設備営団をして引き取らせ、転廃業者及び廃休止企業の従業者はその技能経験を活用しよう考慮し、軍需その他の重点部門に計画的に配置転換を行う、これらに伴う財政金融措置としては、企業整備に関し必要な資金の供給は迅速円滑に行い適当な財政負担の措置をなし、企業整備に伴う放出資金の浮動化防止に関し万全の対策を講ずるため所要の立法措置を取るものとした。特に工業部門については、労務の供出、金属類の回収または工場及び設備の転用に寄与するものを第1種工業部門とし、航空機または兵器製造、造船その他軍需重工業、機械工業、液体燃料工業並びにこれらに必要な重要素材工業等を第2種工業部門とし、これら第1種と第2種以外の工業部門を第3種工業部門と規定した⁶⁾。第82回帝国議会に「企業整備資金措置法案」が提案された。大蔵大臣賀屋興宣の提案理由説明によると、大規模企業整備の断行により発生する巨額資金の浮動購買力化を阻止する必要がある、現金の移動を伴わない決済方法を導入して、それを実現するための措置であると強調していた⁷⁾。

「企業整備資金措置法」は大蔵省所管の法律として、1943年6月26日に公布された⁸⁾。同法によると、大東亜戦争に際し企業整備に関しその促進を図り、浮動購買力の発生を防止し、国家経済の秩序を維持することを目的とし(第1条)、政府はその目的のため必要ありと認めた場合には廃止または休止した事業に属する設備、権利その他資産の保有をなしまたは保有もしくは処分目的で買取するものに対し、それにより生じた損失を補償しまたは補助金を交付する契約をすることができる(第2条)、その損失の基準は大蔵大臣が協議して定める(第2条第2項)、政府は必要の場合に補償金、土地建物、船舶、設備もしくは権利の買取代金の債務について全部もしくは一部の支払いに換え、政府特殊借入金または特殊預金または特殊金銭信託とすることを命令することができる(第3条)、金銭債務の決済として、①事業の全部または一部の譲渡、②事業に属す

る設備または権利の全部または一部の譲渡または収容，③株式または出資の持分の譲渡，④その他勅令で定めたもの，については債権者債務者とも命令により決済する（第4条），その金銭債務決済は，①特殊預金，②特殊金銭信託，③債務者特殊借入金，④戦時金融金庫特殊借入金，⑤政府特殊借入金による（第5条），というものであった。そして「企業整備資金措置法」は1943年7月1日勅令により同月15日施行された。

- 1) 前掲『商工政策史』第6巻「産業統制」467頁。
- 2) 同前，第16巻「繊維工業（下）」141-43頁。
- 3) 同前，第6巻「産業統制」563頁。
- 4) 「企業許可令」については榎本謹吾『企業許可令の解説』新経済社，1942年，がある。
- 5) 前掲『商工政策史』第6巻「産業統制」568頁。
- 6) 野田卯一『企業整備資金措置法解説』財団法人大蔵財務協会，1943年，429-32頁。「企業整備資金措置法」公布時点で野田は大蔵省総務局企画課長。
- 7) 『第82回帝国議会衆議院議事速記録』第1号，1943年6月16日，16-17頁。
- 8) 「企業整備資金措置法」の解説書として，前掲『企業整備資金措置法解説』がある。

2. 企業整備施行の行政体制

2.1 企業整備のための行政機構の充実

企業整備のための政府の対応として予算措置があるが，それについては金鉱業整備と企業整備資金措置の中で言及するものとし，ここでは行政機構としての官庁組織及び政府の事業を代行する特殊法人を紹介しよう。1942年5月13日公布「企業整備令」を担当する行政機構としては，1942年6月17日に商工省企業局（局長豊田雅孝）が設置され，同局に整備課が設置された（1943年7月1日まで課長橋井真，10月31日まで小笠公音）。個別業界として最大の企業整備の標的となる繊維産業については商工省繊維局（1939年6月16日設置，1942年4月4日～1943年7月1日局長西川浩，10月31日まで山口喬）が個別企業整備の内容を精査した。金鉱業整備と石炭鉱業整備について商工省鉱産局（1939年6月16日設置）が，鉱山行政の中で所管したが，1942年11月1日に金属局設置で同局に承継された。また金属回収については1943年3月24日設置の商工省外局の金属回収本部（本部長難波経一）が所管した¹⁾。農林省所管業種で企業整備の標的とされる多数の蚕糸業については農林省蚕糸局（1927年5月25日設置），油脂・砂糖等の食品については同省食品局（1941年1月21日設置）が所管していた。もちろんこの両省の所管物資のみならず，件数は少ないものの，その他の省の所管業種も企業整備の対象となる。

企業整備に当たっては，軍需工場として転用可能なものについて陸軍側と海軍側で激しい争奪が発生するが，それを調整するため，1943年6月29日に工場等転用協議会（委員長商工次官）を設置し工場の転用先を決定した²⁾。譲渡価格は「企業整備資金措置法」に基づき，「産業設備評価委員会官制」（1942年3月7日，1943年7月20日改正）により産業設備評価委員会（会長商工大臣）が設置され，企業整備に関し譲渡その他の処分を行う産業設備の評価を調査審議するものとし，

産業設備営団による買取評価額の決定を行った。また中小規模の転廃業者の資産評価に当たっては、「転廃業者資産評価委員会官制」(1941年2月8日、1943年7月20日改正)により、転廃業者資産評価中央委員会(会長商工大臣)と道府県ごとに転廃業者資産評価地方委員会(会長地方長官)を設置し、中小商工業者等の転廃業者が同業者団体等に対して譲渡する資産の評価に関して調査審議するものとし、国民更生金庫による買取評価額の決定を行った。

その後1943年11月1日に商工省と農林省が軍需省と農商省に再編され、軍需省に旧商工省企業局と金属回収本部の事業を承継した企業整備本部が設置され(本部長難波経一、1944年6月10日より1945年6月5日廃止まで末永術)、同本部総務課・業務課で企業整備を主に担当した。1943年11月1日「企業整備本部分課規程」によると、企業整備の立案よりは回収に重点が置かれていた。軍需省設置については特に航空兵力の急速な増強が目標とされたため、軍需省外局の航空兵器総局が設置され、従来の陸軍航空本部と海軍航空本部の業務が吸収され、軍需省所管の下で総力を挙げて航空機増産のため設備・資金・労働力を投入し、併せて企業整備を平行する体制となった。そして1943年10月31日「軍需会社法」により、1944年1月に航空機関係を中心に150社が第1回軍需会社の指定を受けた。1943年11月1日農商省には農林省蚕糸局と商工省繊維局を合体した繊維局が設置された。農商省所管の企業整備を推進するため、農林省総務局企業課を改組して、同日に農商省総務局整備課(課長小倉武一)が設置され、農商省繊維局の所管する民需繊維産業・蚕糸業、同省生活物資局(1943年11月1日設置)の所管する油脂・砂糖・肥料等の企業整備を担当した。その後1945年6月6日に軍需省企業整備本部は整備局(局長難波経一、1945年8月25日廃止まで)に改組された。内務省の所管業種では同省警保局経済保安課、厚生省の所管業種では同省勤労局(1942年11月1日設置)動員第二課がそれぞれ担当した³⁾。

大蔵省では「企業整備資金措置法」の施行のため、1942年11月1日設置の大蔵省総務局(局長迫水久恒、大蔵省の代表的な統制官僚、1943年11月5日より44年11月1日廃止まで松田令輔)に1943年7月15日に企業整備課が設置された(課長内田常雄)。その後、総務局の所掌事務縮小の中で、1944年8月17日に理財局特殊決済課が設置され(課長内田常雄、1944年11月14日より西川三次)、総務局企業整備課は廃止された。この時点で大蔵省では企業整備を冠した担当課が消滅しており、ほぼ企業整備資金措置の大口案件は終了した。以後は資金措置に伴う特殊預金等の管理が主たる課題となったといえよう。その後、理財局特殊決済課は1945年3月17日に廃止され、所掌事務は国民貯蓄局計画課(課長内藤敏男)に承継された⁴⁾。

2.2 産業設備営団

企業整備に伴い規模の大きな企業資産買取等に関わることになる産業設備営団の設立経緯をまとめて紹介しておこう。商工省は未稼働設備と遊休設備の整理活用及び維持と、企業整理統合に関して、促進する方針を固めた。1941年7月21日に商工省特別室生産班「戦時産業営団(仮称)ニ関スル件(素案)」がまとめられている⁵⁾。同案によると「戦時産業営団」を設置し、可及的能

率的に緊要物資の生産をすることを目的とし、一定の生産量を維持または重要物資の生産量を増大するとともに、欠損を累積する場合には営団でなければ事業経営の見込みないものを引受けるものとした。従来の増産命令による国庫からの損失補償、補助金交付や製品価格引上げでは不十分であり、また別途構想されている「戦時産業振興株式会社」による設備貸与では不十分であるため、この新設営団が生産を引受けるものとされた。政府出資は規定されておらず、出資証券と債券については「戦時産業振興株式会社」と特殊金融機関が引受けるものとした。特典としては資本金の5倍までの政府保証債券発行等が謳われていた。こうして商工省は営団新設により設備を抱え込ませて重要物資の生産に従事させる方針を打ち出した。しかし出資財源の確保に難点がある。同年8月6日商工省特別室「戦時生産財団（仮称）ニ関スル件（案）」では、同一の設立趣旨の財団を設置し、その出資は現物出資に限定された⁶⁾。これでは資金繰りが苦しくなるのは容易に予想できる。一方、平行して検討された同年8月7日商工省特別室「戦時設備利用財団（仮称）法（案）」が条文案としてまとまっていた⁷⁾。それによると戦時の未稼働設備及び遊休設備の維持または整理を促進することを目的とし、政府は2億円を出資する、業務は未稼働設備及び遊休設備を維持するものに対する資金融通、投資、債務引受または保証、未稼働設備及び遊休設備の買取及び処分等であり、資本金の10倍の政府保証債券の発行を可能とした。この案で「戦時産業振興株式会社」設立案は吸収された。あわせて商工省各局から同年7月末で回答のあった企業の整理統合の可能性と未稼働設備及び遊休設備の整理、活用及び維持について素案を集約していた⁸⁾。回答のあったアルミ製造業、繊維、石炭鉱業については、統合・事業所貸与もしくは譲渡の方針を示し、その残余事業資産については「戦時設備利用財団」ほかに買取らせまたは資金融通等を行うものとした。この時点で商工省各局に「戦時設備利用財団」による廃棄設備の買取等の措置のあり方について十分に知れ渡っていたはずである。この集約を踏まえ、同年8月8日に商工省特別室生産班は「未動設備及遊休設備ノ整理、活用及維持ニ関スル件」で、不要な遊休設備に対し「戦時設備利用財団」が必要な資金を融通するか債務を引き受け、あるいはそのまま保有困難な場合には同財団が買取するとの方針を固めた⁹⁾。

さらにその後、商工省特別室で作成されたと思われる1941年10月1日「戦時産業振興財団設立要綱（案）」がある¹⁰⁾。目的は軍需産業、生産拡充産業その他国家緊要産業の運営を円滑にするため、未完成設備及び遊休設備の活用を図る、政府は2億円を出資し、業務は事業設備の貸与または売買、緊要産業従事者への投資または融資、債務引受または保証をする等とした。この方針に沿って、商工省特別室は同年10月7日「戦時産業振興財団法要綱案」を¹¹⁾、また同月31日に「戦時産業振興財団法案」をまとめた¹²⁾。これにより先の「戦時設備利用財団」案が法案として一段と整えられていた。この制度が導入され商工省が設備産業への投資及び融資に広範な業務権限を掌握することになると、大蔵省の金融部門権限の部分的な剥奪となる。そのため商工省の提案は大蔵省と衝突した。大蔵大臣賀屋興宣は商工省案に反対し、日本興業銀行も反対意見を有していたようである。大蔵省は閣議でこうした特殊金融機関は別に設立する必要があると主張

し、商工省の提案から金融業を削除させた¹³⁾。企業整備に関わる金融業としては、後述の大蔵省所管の戦時金融金庫として結実する。

その結果、先の商工省提案が金融業を除外した「産業設備営団法案」となり、第77回議会で成立し、1941年11月25日「産業設備営団法」により12月26日に産業設備営団が設置された。全額政府出資（現金出資と交付公債）、理事長藤原銀次郎（1943年11月20日より広瀬久忠、1944年7月29日より金子喜代太）である⁴⁾。企業整備に併せ設置法は1942年6月2日に改正されている。産業設備営団の業務は、戦時の軍需産業、生産拡充計画産業その他国家緊要産業の設備にして、事業者において建設または維持することが困難なものを施設し、政府の指定した規格による船舶を建造し、並びに産業設備にして未完成または遊休状態にあるものの活用を図ることを目的とし（第1条）、その業務は国家緊要産業の設備にして事業者において建設または維持が困難なものの建設または買受け、取得した設備の貸付け、出資及び譲渡、政府の指定した規格の船舶、船舶用機関及び織装品の製造、売渡し、未動遊休設備の売買及び保有、未動遊休設備の活用に関する斡旋であり（第17条）、設備を買受けた場合の売渡したものに対する代価の金銭または国債証券の処分に関し必要な指示をすることができる（第20条）というものであった。同営団が買い受ける設備の評価に関しては、1942年3月7日「産業設備評価委員会官制」により、産業設備評価委員会が同日に設置された。

2.3 その他の企業整備に関わる特殊法人

中小商工業者の転廃業のため、暫定的に1940年12月2日に財団法人国民更生金庫が全国金融協議会からの財源を基金として設置された。さらに1941年3月6日「国民更生金庫法」に基づき、政府出資法人国民更生金庫が6月28日に改組され新たに設置された。資本金1億1百万円、全国金融統制会1百万円出資のほかは政府の現金出資と交付公債出資がなされた¹⁵⁾。理事長は大口喜六（代議士、東京化学工業株式会社役員）、次で栃内礼次（日本勧業銀行出身）であった。さらに業務とする企業整備への資金調節のため、1942年2月23日、1943年6月25日に改正された。同法によると、国民更生金庫は時局の要請による転業または廃業をなす商工業者等の資産及び負債の整理を促進することを目的とし（第2条）、これら転廃業者の資産の管理処分、資金の融通、債務引受または保証を業務とする（第17条）。その転廃業者資産評価のため、1941年2月20日「転廃業者資産評価委員会官制」により、同日に転廃業者資産評価委員会が設置され、商工大臣が会長を勤める中央委員会と地方長官が会長を務める地方委員会に分かれ、それぞれ商工業者の転廃業の資産評価に当たった。

以上の産業設備営団と国民更生金庫が転廃業者に対する資産買取とその評価額決定処理の窓口となることが規定されたが、そのほか企業整備では以下の特殊法人が特殊借入金や資産の買取により企業整備を促進するものとなった。すなわち戦時金融金庫、帝国鉱業開発株式会社及び日本石炭株式会社がそれに該当する。戦時金融金庫は先述のように商工省の提案に対抗して1942年2

月20日「戦時金融金庫法」に基づき、同年4月に設置された。全額政府出資（現金出資と交付公債出資）、総裁小倉正恒（元住友合資総理事、大蔵大臣）、1944年3月4日より大野龍太（元大蔵次官）である。その業務は普通の金融機関からの融資ではリスクが高い借入先で戦時緊要の産業に各種資金を供給するほか、企業整備に当たっては、特殊決済に伴う転廃業者からの設備買取に伴う政府からの資金散布を戦時金融金庫からの特殊借入金として処理することと規定された¹⁶⁾。

帝国鉱業開発株式会社は1939年4月12日「帝国鉱業開発株式会社法」に基づき、同年8月10日に設置された。政府出資法人で民間鉱山業者も出資している。総裁は菅礼之助（古河合名出身）である。政府保証債を発行し、預金部資金も引受けていた¹⁷⁾。帝国鉱業開発は国内金鉱業整備の有力な担い手となる。帝国鉱業開発が直接に廃業金山の買収業務の政府代行業務を担当した。日本石炭株式会社は1940年4月8日「石炭配給統制法」に基づき、同年5月29日に設置された。半額政府出資、半額民間鉱山会社出資で、石炭増産の促進を担当してきたが、1943年以降の企業整備との関連業務では、1943年10月「石炭上部配給機構整備要綱」により従来の日本石炭を通じた産炭業者への産炭の売戻制から、日本石炭による買切制に移行し、産炭業者と一手販売業者を買収し日本石炭に取り込み¹⁸⁾、廃坑となる石炭鉱山事業所を政府が買収する際の、政府側窓口業務を代行した。そのほか朝鮮における金鉱業整備については朝鮮鉱業振興株式会社が朝鮮総督府の代行を行うが、それについては後述する。

- 1) 商工省の組織と人事については、産業政策史研究所『商工省・通商産業省の機構及び幹部職員—大正14年～昭和55年』1981年、参照。
- 2) 前掲『商工政策史』第6巻「産業統制」572頁。
- 3) 前掲『商工省・通商産業省の機構及び幹部職員—大正14年～昭和55年』ほかを参照。
- 4) 大蔵省の組織と人事については、大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』別巻、1969年、大蔵省大臣官房秘書課『大蔵省人名録』1984年11月版、参照。
- 5) 東京大学総合図書館蔵『美濃部洋次文書』（マクロフィルム版、以下『美濃部洋次文書』）3629。
- 6) 『美濃部洋次文書』3638。
- 7) 『美濃部洋次文書』3639。
- 8) 商工省特別室生産班「企業ノ整理統合ニ関スル件（各局回答）」1941年8月9日（『美濃部洋次文書』3636）、同「未動設備及遊休設備ノ整理、活用及維持ニ関スル件（各局回答）」1941年8月9日（『美濃部洋次文書』3644）。
- 9) 『美濃部洋次文書』3643。
- 10) 『美濃部洋次文書』6509。
- 11) 『美濃部洋次文書』6511。
- 12) 『美濃部洋次文書』6508。
- 13) 田中豊「戦時財政回顧談」（大蔵省大臣官房調査企画課『戦時税制回顧録』1978年、267頁）。
- 14) 閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』1954年、547-49頁。
- 15) 同前、532頁。
- 16) 同前、511頁。伊牟田敏充「日本興業銀行と戦時金融金庫」（伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本評論者、1991年）260-69頁で戦時金融金庫設立までの複数の構想についてまとめた解説がある。
- 17) 帝国鉱業開発株式会社『帝国鉱業開発株式会社史』1970年、参照。企業整備に関わった特殊法人への預金部資金の供給については前掲『戦時日本の特別会計』第3章参照。
- 18) 前掲『閉鎖機関とその特殊清算』584-88頁。

3. 金鉱業整備の施行

日中戦争期に對外決済のための戦時産金政策が施行され、それに伴い、日本内地と植民地を通じて幅広く金山が開発された。それについては既にまとまった記述が与えられており、要約を省略しよう¹⁾。併せて産金業の金資金特別会計の財源による淘汰についても言及したが、さらにここでは金鉱業整備を正面から取り上げ解説しよう。1941年12月のアジア太平洋戦争突入で産金の積極的な意義が低下したため、生産要素の投入の優先順位が低下し、その他の工業に鉱山設備と資金が集中されることとなる。それは産金業の淘汰を意味し、金鉱業整備として概括される。産金を所管した大蔵省では、理財局国庫課で1941年8月5日に資産凍結後の情勢を踏まえて、今後の第三国からの金塊決済による輸入を試算した上で、産金業の縮小を、無理な産金増産策を目的とせず、産金の合理化を必要とするとし、新規金山開発とその他設備新設拡張は停止する、生産費の高い金山は休止し優良鉱山に集中する、日本産金振興株式会社をその休止と廃止の資金繰りで使うものとした²⁾。日本産金振興は1938年3月29日「日本産金振興株式会社法」により同年9月16日に設置された官民出資の特殊法人で、産金業者に資金供給を行ってきた。ただしここでは産金の意義低下の中で積極的な金鉱業整備を打ち出しているわけではなく、日本産金振興の縮小に踏み込んでおらず、その延長上で大蔵省は日本産金振興を改組した「帝国金鉱業営団（仮称）」の設置を提案し、中小金山廃止を含む金鉱業への所管権限を維持しようとした³⁾。しかし産金業の大幅縮小が不可欠となり、結局、金鉱業整備の政策決定として、1942年10月22日閣議決定「金鉱業及錫鉱業ノ整理ニ関スル件」が打ち出された⁴⁾。それは本邦金鉱業及錫鉱業を整理しこれにより生ずる資材、労務、資金等の余剰を有効に活用する、1943年度政府金塊買上量は必要限度に止め、非能率鉱山を廃止する、現在稼行中の金山で所定期間内に廃止を申し出たものには補償を行う、補償の範囲は鉱区・坑道・土地建物・選鉱設備・精錬設備・運搬設備・動力設備等のうち買取処理を必要とするものとする、補償は日本産金振興に買い取らせることで処理する、それにより発生する損失は政府が補償する、補償買取をした金鉱山は廃鉱とする、というものであった。日本産金振興が金鉱業整備のために活用されることとなった。しかし同社は産金奨励という存在意義を失ったため、1943年4月30日に先述の帝国金鉱業開発に業務を承継されて消滅した⁵⁾。

その後、銅鉱山では金塊をも産出する場合が多く、また戦時重要鉱産物生産を優先させるため、1943年1月12日閣議決定「金鉱業ノ整備ニ関スル件」で⁶⁾、特定重要物資（銅・鉛・亜鉛・水銀・鉄・マンガン等）の生産を確保し、さらに金鉱業整備を強化することとし、資材・労務等の移転活用を進める方針をとった。そのため金鉱山では銅の精錬上必要な珪酸鉱として精錬所に搬出する金山、産金に付随して相当量の銅・鉛・亜鉛・アンチモニー等の産出する金山以外は一部優良金山の休止を除き廃止する、廃止鉱山の全資産を帝国金鉱業開発に補償制度として買い取らせる、廃止の際の資金繰りについては戦時金融金庫を活用し資金を供給する、金山廃鉱に伴い鉱山街の商業者の失業については国民更生金庫により措置するものとした。この方針は植民地にも適用さ

表1 金鉱業整備計画

単位：金山，キログラム

	日本		朝鮮		台湾		合計	
	金山数	産金量	金山数	産金量	金山数	産金量	金山数	産金量
確保金山	270	10,201	369	7,037	1	2,235	640	19,473
休止保坑金山	6	4,405	11	6,864	-	-	17	11,269
一部縮小金山	-	-	-	-	1	885	1	885
廃止金山	470	6,831	822	10,237	11	16	1,303	17,084
合計	746	21,437	1,201	24,138	13	3,136	1,961	48,711

注：産金量は1941年における山元産金量を示す。

出所：大蔵省外資局管理課「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」1943年6月（旧大蔵省資料Z382-9）。

れた。休廃止金山の資産評価については、1943年3月26日勅令「鉱業評価委員会官制」で鉱業評価委員会（会長商工大臣）が設置され、鉱業整備に伴い休廃止もしくは統合される資産の評価を調査審議することとなった。

金鉱業整備については、1943年に金鉱業整備計画が立案されていた。1941年産金量を基準とし、日本の金山746のうち廃止470、朝鮮金山1,201のうち廃止822、台湾を含み合計1,961金山のうち1,303金山を廃止するものとした。そのほか休止はするが閉山にはしない鉱山が日本と朝鮮で17金山がある⁷⁾。これら廃止対象金山の産金量は、1年で17トンに達する。こうして日本・植民地を通じて、金山の7割近い鉱山が採掘を停止するものとされた（表1）。

日本内金鉱業整備に伴う補償金見込額は、日本内地の金鉱業整備の資金枠を推算する上で意味を持つが、1943年6月頃の推計によれば、金鉱業権者の借入総額895百万円のうち整理金鉱業権者借入金総額185百万円であり、そのうち整理金鉱山補償見込総額は119百万円と推計されていた（表2）。金鉱業整備は1943年度より本格化した。金鉱業鉱山の整備対象として申込みが行われる。日本内地では1943年6月3日現在で補償買取対象金山として、全国で476金山、うち仙台財務局管内216件が多く、ついで福岡財務局106件と続き、東北と九州に集中していた。そのうち買取申込みは169件で、3分の1ほどが申込みを行い、そのうち全資産提供となる金鉱山は98鉱山であった（表3）。植民地朝鮮を含む金鉱業整備補償金見込額は、1943年6月で日本国内合計119百万円、朝鮮167百万円であり、零細鉱山を多数含む朝鮮の金鉱業整備は日本の金鉱山数を上回るものであったといえよう。日本では設備、朝鮮では鉱区坑道に対する補償見込額が大きかった（表4）。金鉱業整備の補償に伴う資産算定基準は1943年3月31日とし、鉱区は産金量、土地・建物・流動資産は時価、設備は耐用年数を考慮して算定し、さらに休廃止に伴う休務手当・解雇手当の特別割増・軌条鉄管電線の撤去費用等は特別整理費として、別に補償基準を設定した。この1943年6月時点での補償金の支払は法人を解散させずに存続させ、補償金は原則として国債を交付し、その国債は登録させるか信託会社に信託させて流動化を封殺するものとした⁸⁾。その後、1943年6

表2 日本内金鉱業整備に伴う借入金及び補償見込額

単位：千円

算定根拠	金額	
鉱業権者借入額	895,337	
朝鮮所在金鉱山分借入金	39,990	朝鮮所在金鉱山の直接資金にして判明分
南方開発金庫借入金	3,400	南方開発金庫資金にして判明分
その他	3,537	1941年中産金量のない鉱山で確保鉱山分
小計	46,927	
日本内稼働金鉱山借入額	848,410	
整理金鉱業権者借入総額	185,250	1941年産金量20,548キログラムのため1グラム41円28.5銭に付き廃止鉱山の産金量4,487キログラムにつき推算
整理金鉱山補償見込額	119,971	

出所：前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」。

表3 金鉱業鉱山提供申込状況（1943年6月3日現在）

単位：件

財務局	補償買取対象金山	買取申込件数	うち全資産提供件数
札幌	37	15	4
仙台	216	71	49
東京	65	31	20
大阪	52	12	6
福岡	106	40	19
合計	476	169	98

注：朝鮮においては提供申し込み件数800件余（1943年5月30日現在）。

出所：前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」。

表4 金鉱業整備補償金見込額

単位：千円

	日本	朝鮮	合計
鉱区坑道	43,811	88,779	132,590
土地建物	15,363	10,832	26,195
設備	52,160	44,271	96,431
流動資産	5,631	22,000	27,631
特別整理費	3,006	1,751	4,757
合計	119,971	167,633	287,604

注：1943年6月現在。

出所：前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」。

月「企業整備資金措置法」公布とその施行後は、補償金の支払は後述の特殊決済に移行した。

金鉱業整備のための政府資金枠は、1943年度については予算外国庫負担契約額を上限として、一般会計の負担で行われた。金鉱業整備の予算措置としては、1943年度の一般会計により金鉱業整備は一般会計軍需省所管で120百万円、うち帝国鉱業開発の損失補償金100百万円が資金枠として与えられた。また朝鮮総督府特別会計では120百万円があり、その内訳は朝鮮鉱業振興株式会社損失補償金100百万円が中心であった。朝鮮鉱業振興は1940年6月22日制令「朝鮮鉱業振興株式会社令」により1940年8月26日に設置され、日本国内における帝国鉱業開発と棲み分けて、朝鮮における鉱山開発の支援を主たる業務としたが、金鉱業整備の方針が打ち出されると、朝鮮における金鉱業整備の窓口業務を担当した⁹⁾。これらの資金枠によって日本・植民地を通じた金鉱業整備が強行された。資金枠は多額に設定されていたものの、金塊の産出を停止した金山の評価額は高くなく、これほど多額の資金を必要とはしなかった。1944年度では金資金特別会計から一般会計・朝鮮総督府特別会計への財源繰り入れが行われ、それにより金鉱業整備が行われた。そ

表5 金鉱業整備のための歳出予算項目

単位：千円

	1943年度	1944年度	1945年度
一般会計軍需省所管	120,000	14,940	12,294
帝国鉱業開発損失補償金	100,000	10,640	7,426
金鉱業臨時措置費	20,000	-	-
休止金山保坑費補助	-	4,300	4,868
朝鮮総督府特別会計	120,000	21,517	232,217
朝鮮鉱業振興会社損失補償金	100,000	-	-
金鉱業臨時措置費	20,000	-	-
乾式精錬所生産費補助	-	3,000	2,400
金鉱業経費配当補助	-	6,729	-
金山整理に伴う損失、割増金見返融資補償	-	5,077	2,305
保坑金山保坑管理費補助	-	6,420	6,420
事務費等	-	289	-
金鉱業整備損失補償	-	-	221,092
台湾総督府特別会計	1,200	593	603
金鉱業臨時措置費	1,200	-	-
休止金山保坑管理費	-	593	603
合計	241,200	37,051	245,115

注1：1944年度、1945年度は金資金特別会計からの財源繰り入れによるもの。

注2：1943年度は予算計上ではなく、予算外国庫負担契約額。

注3：金鉱業臨時措置費は1943年度以降3カ年の負担枠。

注4：1944年度に大蔵省所管違反申告者及検挙者給与650円がある。

出所：前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」、大蔵省外資局「第86回帝国議会議長用特別参考書」1945年1月（旧大蔵省資料）。

の繰入財源予算は、1944年度で一般会計軍需省所管14百万円、うち帝国鉱業開発10百万円、朝鮮総督府会計21百万円、朝鮮鉱業振興への補償金としては計上されず、個別費目として計上され、そのうち金山整理に伴う損失、割増金見返融資補償5百万円がある。さらに1945年度では、金資金会計からの金鉱業整備予算枠は245百万円に膨れ上がり、その内訳は朝鮮総督府会計232百万円で、そのうち金鉱業整備損失補償は221百万円に跳ね上がり（表5）、朝鮮における金鉱業整備は日本より遅れ、1945年度に損失補償して処理される見込であったようである。

これらの整備対象の金鉱山に対しては、金鉱業整備を促進するために金鉱業整備資金の前貸しが行われた。1943年6月2日現在で、合計27件、1,358千円にすぎなかった。その金額が多い地域は、福岡税務監督局管内で8件、991千円、札幌税務監督局管内で4件231千円である¹⁰⁾。前貸しを行うことは、企業整備に伴う流動性供給となり、戦時過剰流動性の発生の恐れがありうるため、企業整備資金措置の趣旨から、多額の前貸しは行われるものではなかった。

1) 前掲『戦時日本の特別会計』第4章。

2) 大蔵省理財局国庫課「今後ニ於ケル産金政策ニ関スル件」1941年8月5日（旧大蔵省資料 Z809-30-

- 5)。
- 3) 「昭和18年度ニ於テ実施スルヲ要スル重要政策事項」1942年8月20日(旧大蔵省資料 Z804-25-4)。
 - 4) 大蔵省外資局管理課「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」1943年6月(旧大蔵省資料 Z382-9)。
 - 5) 前掲『戦時日本の特別会計』182頁。
 - 6) 前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」。
 - 7) 日本国内で休止となった金山は1943年6月時点で、株式会社住友本社の鴻ノ舞，千歳鉱山株式会社の千歳，土肥鉱業株式会社の縄地，鯛生産業株式会社の鯛生，薩摩興業株式会社の山ヶ野，三井鉱山株式会社の申木野である(「休止保坑金山措置要綱」(前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」)。
 - 8) 「政府ノ命令ニ基ク帝国鉱業開発株式会社金鉱業補償基準」(前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」)。この別紙に「特別整理費補償基準」が付されている。
 - 9) 前掲『戦時日本の特別会計』182頁。
 - 10) 前掲「第82回帝国議会金鉱業整備関係参考書」。

4. 製造業整備

4.1 「自発的」企業整備

1943年7月以降の戦力増強企業整備が強行される前に、繊維産業を中心にいわば「自発的」企業整備が行われてきた。1941年8月に商工省繊維局は紡績聯合会に対して、全紡績設備をA操業・B休止・C閉鎖に3区分し、Cクラスの予備工場の重要産業部門への転換を求め、その結果、2,282千錘，707千トンの紡績機は供出された。この設備買受けは産業設備営団が担当した¹⁾。1942年2月に商工省は人絹・スフ設備の2割供出を求め、さらに操業・休止・廃棄工場の指定を行い、1942年末までに人絹9工場，スフ19工場，兼営を除外し合計22工場を操業工場として指定し、残る26工場は休止または転換工場となり、廃棄工場から屑鉄を供出させた。産業設備営団が買取った屑鉄は、人絹工場16千トン，スフ工場13千トンであった²⁾。織物工場に対しては、1941年末から工業組合聯合会別に休止工場の指定を行わせた。その例として、1941年12月13日綿スフ工業組合聯合会「綿スフ織物集中生産実施要綱」がある。これにより企業合同を促進し生産，合同企業は織機台数5割削減するものとなった。しかし基準台数に達しなかったため、1942年5月に商工省繊維局通牒により、6月末までに合同を完了しない業者には原糸の配給を停止する旨表明した。この措置により織物工場の休止工場指定が行われたが、織機供出は翌年に持ち越された³⁾。

1942年3月10日閣議決定「中小商工業者ノ整理統合及転業転換促進ニ関スル件」により、従来、企業整備を通じて転職失業者をできるだけ発生させないようにしてきた中小企業維持方針を放棄し、中小企業の整理統合と戦時の生産力増強が必要とされる部門への労働力の移転を強力に推進するものとした。そしてこの閣議決定の方針に沿って、各業種別の企業整備要綱を作成するものとした。そのほか中小商工業者再編と労働力の移転の実施のため、4月1日に企画院に中小商工業者再編成委員会が設置された。小売業については4月22日閣議決定「小売業整備要綱」により、小売業の整備を促進するものとした。これらの小売業を含む中小商工業者の労働力の再配置を必要とする者は総計711千人と推定されており、その多くについて、1943年3月頃には整備を終了し

たという⁴⁾。

このように商工省の業界団体を通じた限りなく命令に近い「自発的」企業整備が繊維産業を中心に行われてきたが、さらに1943年7月以降に実施された戦力増強企業整備は対象業種を指定して激しく事業廃止もしくは転業を迫るものであった。経済官庁の当該業界に対する戦時ならではの強権の行使となり、所管業界にとっては事業存亡の危機となった。また先述の広範囲の金属回収が併せて実施された。それが1943年7月以降の企業整備の特徴といえるが、ここでは企業整備の解説に傾注しよう。

4.2 戦力増強企業整備の方針

先述の1943年6月1日閣議決定により戦力増強企業整備が打ち出され、同年7月9日に企画院の臨時生産増強委員会決定(委員長企画院総裁)「戦力増強企業整備実施進捗ニ関スル件」により⁵⁾、企業整備は第1種工業部門を先に着手するものとし、第1種工業を7月中に個別の整備要領を示す甲号業種と、8、9月に示す乙業種にわけ、また第3種工業部門については7～9月に整備要領を示すものとした。また6月1日閣議決定「企業整備ニ伴フ工場等転用ニ関スル措置要綱」により工場等の転用方針が打ち出されており、それに基づき同年7月16日工場等転用協議会決定「工場等転用ニ関スル実施要領」により工場等転用協議会の処理方針をまとめた⁶⁾。そして個別業種の企業整備の実施のため、1943年8月に商工省・農林省は業種別通牒を発し、戦力増強企業整備を実施に移した。

各業種を通じた、具体的な企業整備方針は、工場を操業・保有・転用に区分し、操業工場は整備後の操業度を70%程度とする、転用工場は優先的に供出する、転用工場の優秀設備は保有する、廃止工場は屑鉄にする、というものであった⁷⁾。企業整備に当たっては、企業整備の対象工業業種を第1種・第2種・第3種の業種に分類し、不要不急製造業整備として第1種・第3種の業種については転廃業を促進するものとした。この第1種・第3種の区別は産業分類に則ったものではない。他方、第2種は航空機産業や機械工業のような業種で、その整備計画は当初は商工省、1943年11月以降は軍需省本省のそれぞれの所管部局で計画を立てるが、その整備の内容は当然ながら、当初の方針では大規模なものではない。第1種と第3種の分類は、金属回収の量、労働力供出の量によって企業整備のため便宜上分けられたものであり、そのため当初の第1種・第3種の分類が変更された業種もある。しかし不急不要製造業の整備では第1種工業部門が最大の規模であり、繊維工業・化学工業の一部、金属工業の一部、食品工業の一部で59業種が予定されていた。第3種工業部門は板ガラス、漆精製業等25業種が指定され、1943年12月で既に整備要綱に基づき整備に着手した業種は8業種あり、さらに苦汁製品、珪酸曹達、配合肥料等について業種別整備要綱を決定する見込であった⁸⁾。

他方、民間において企業整備措置を受け入れる窓口として、日本経済聯盟会に時局対策調査委員会(委員長斯波孝四郎(前三菱重工業会長))が既に設置されていたが、さらに1943年7月に企

業整備委員会（委員長竹内可吉（前商工次官，前企画院総裁））も設置され，官庁側に対しこの委員会を通じて部会ごとに意思表示する機会を持った。その事例として，例えば1943年12月2日の企業整備に関する官庁との懇談会では企業整備本部長難波経一による説明を受け，これに対して企業整備委員会委員で一般的な論点を担当する第1部会長の石川一郎（日産化学工業社長）は「企業整備ノ計画及び実施並ビニ整備後ノ措置ニ関スル希望」を，また第1種工業及び第3種工業を担当する同第2部会委員長辛島浅彦（東洋レーヨン前会長）は「第1種及び第3種工業部門等ノ企業整備ニ関スル意見」を表明した。これらにより企業整備の実施過程における実業界側の個別意思決定に参加する機会を求めた⁹⁾。この回答として，例えば企業整備本部長難波は旧金属回収本部と旧商工省企業局の時期と同様に，企業整備本部にも民間から参与として参加する機会を開く等の，実業界側の要望を一部でも受け入れる方針を示していた¹⁰⁾。他にも実業界側から企業整備方針への提言や政策調整の場の設定の要望や提案が多く出されているが，紙幅の都合で省略する。

戦力増強企業整備で特に重点が置かれた第1種工業部門の整備対象業種としては，1943年7月26日時点の臨時生産増強委員会の決定によれば（表6），商工省，農林省及び大蔵省の所管業種が掲げられている。ただし整備内容が確定していない業種もあり，この計画が最終案ではない。これによると商工省所管では，繊維・染色・金属加工の産業が整備の主たる対象である。廃止の対象となった業種としては，綿スフ織物製造業では2,400工場が廃止，4,857工場が操業となった。絹人絹織物製造業では45,476工場が廃止，17,053工場が保有となり，操業は半分未満であった。繊維雑品染色業は廃止1,845工場，操業2,760工場，操業は6割ほど，生産能力で半減した。転用が中心の業種は人絹製造業9工場，操業5工場となり，生産能力は4分の1にも満たない水準に引き下げられるものとなった。スフ製造業も同様で10工場が転用され，生産能力は半減するものとされた。金属加工業の亜鉛鉄板製造業でも生産能力は半減し，鉛管鉛板製造業では10工場廃止，2工場のみ操業となり，2割の水準に淘汰されるものとされた。農林省所管では，グルタミン酸曹達製造業の転用1工場の規模が大きく，生産能力は15%程度に低下するものとなった。製糖業では3工場がすべて転用の対象となった。機械製糸業では廃止145工場，転用155工場，操業は243工場となり，生産能力は5割を下回った。このように多数の業種で廃止もしくは転用の方針が打ち出され，廃止の場合にはスクラップによる金属回収が目的とされた。また転用の場合には，人絹・スフ生産の工場機械やグルタミン酸曹達の機械は比較的容易に別の産業の用途に充当できるため，軍需関係工場への自社経営のままの転換もしくは他社工場等への移転がなされるものとされた。保有は操業停止により，最終処分を繰り延べしたものとえよう。

4.3 戦力増強企業整備の施行

企業整備のあり方として整備対象業種の統制会宛てに業種別整備要領を商工次官通牒もしくは農林次官通牒等として命令した。それにより各統制会が企業を指定する。あるいは地方長官を通

表6 企業整備該当工業業種（第1種工業部門甲号）

	総数	操業	保有	転用	廃止
(商工省所管)					
絹スフ紡績業					
企業数	43	14	-	-	29
工場数	268	87	-	145	36
生産能力(千鍾)	11,146	5,016	3,075	-	2,920
梳毛紡績業					
企業数	7	7	-	-	-
工場数	54	18	-	24	12
生産能力(千鍾)	1,416	607.2	564.8	-	244
紡毛紡績業					
企業数	19	19	-	-	-
工場数	144	74	18	4	48
生産能力(台)	719	588	80	-	51
絹糸紡績業					
企業数	11	8	-	-	3
工場数	26	14	-	-	12
生産能力(鍾) 絹紡	393,420	236,052	98,355	-	59,013
紬糸	36,300	36,300	-	-	-
人絹製造業					
企業数	14	5	-	9	-
工場数	30	7	-	23	-
生産能力(日産キログラム)	584,268	138,760	104,606	340,902	-
スフ製造業					
企業数	21	11	-	10	-
工場数	43	15	-	28	-
生産能力(日産キログラム)	959,309	486,908	-	472,400	-
綿スフ織物製造業					
工場数	7,257	4,857	-	-	2,400
生産能力(千台)	332	133	66	-	133
絹人絹織物製造業					
工場数	113,689	51,160	17,053	-	45,476
生産能力(台) 力織機	355,547	159,996	53,332	-	142,219
手織機	151,473	68,163	22,721	-	60,589
毛織物製造業					
工場数	2,212	-	-	-	-
生産能力(台) 四中	19,173	11,315	5,502	-	2,356
二中	10,247	-	-	-	10,247
織物染色業					
工場数	814	514	-	-	300
生産能力(セット)	222	88	34	-	100
繊維雑品染色業					
工場数	4,609	2,760	-	-	1,845
生産能力(平方ヤード)	268,128	134,000	26,000	-	108,128
亜鉛鉄板製造業					
企業数	16	9	1	-	6
工場数	17	9	1	-	7
生産能力(月トン)	35,460	18,773	2,086	-	14,601
リードワイヤ製造業					
企業数	32	10	-	-	22
工場数	32	10	-	-	22
生産能力(月トン)	119	75	-	-	44
鉛管鉛板製造業					
企業数	12	1	-	-	11

工場数	12	2	-	-	10
生産能力（年トン）	48,870	8,880	6,900	-	33,090
減磨金製造業					
企業数	25	4	-	-	21
工場数	27	6	-	-	21
生産能力（年トン）	5,630	3,890	-	-	1,740
耐火煉瓦製造業					
企業数	187	79	-	-	108
工場数	217	112	-	-	105
生産能力（年トン）	1,927,350	1,734,220	-	-	193,110
研削材製造業					
企業数	20	15	-	-	5
工場数	20	15	-	-	50
生産能力（年トン）	43,570	38,170	-	-	5,400
（農林省所管）					
グルタミン酸ソーダ製造業					
企業数	19	9	-	1	11
工場数	24	12	-	1	12
生産能力（月産トン）	310	43	-	265	2
精製糖製造業					
企業数	3	-	-	3	-
工場数	3	-	-	3	-
生産能力（トン）	264,000	-	-	264,000	-
機械製糸業					
企業数	370	41	-	102	132
工場数	543	243	-	155	145
生産能力（釜）	99,005	42,595	8,000	38,862	9,548
蚕種製造業					
企業数	103	28	-	-	-
工場数	157	124	-	-	33
生産能力（キログラム）	81,700	70,000	-	-	11,700
繭短繊維製造業					
企業数	97	18	-	2	32
工場数	119	82	-	2	35
生産能力（台）					
繰繭機	3,300	3,226	-	74	-
開繭機（繭を原料）	243	229	-	14	-
（副蚕糸を原料）	335	121	-	-	214
油脂製造業					
企業数	942	-	-	-	-
工場数	957	-	-	-	-
生産能力（トン）	1,143,648	1,010,726	-	-	132,922
（大蔵省所管）					
麦酒製造業					
企業数	4	-	-	-	-
工場数	15	-	-	-	-
生産能力（年千石）	1,700	-	-	-	-

注1：麦酒製造業は整備内容未定。

注2：綿スフ紡績業の生産能力，毛織物製造業生産能力，グルタミン酸ソーダ工場数・生産能力，機械製糸業企業数，繭短繊維製造業企業数に不突合がある。

出所：臨時生産増強委員会決定「第1種工業部門甲号業種ノ整備割合表」1943年7月26日（東京大学総合図書館蔵『美濃部洋次文書』（マイクロフィルム版，以下『美濃部洋次文書』）1046。

表7 府県別企業整備件数

単位：件

	商工省		農林省		合計
	転用計画	決定予定	転用計画	決定予定	
愛知	33	22	17	5	77
大阪	31	28	-	17	76
三重	11	13	4	18	46
兵庫	15	20	4	6	45
長野	1	4	33	-	38
東京	14	12	9	2	37
岐阜	14	10	4	1	29
静岡	10	7	7	2	26
岡山	10	7	3	1	21
京都	5	7	6	-	18
群馬	3	4	11	-	18
埼玉	3	-	8	5	16
神奈川	2	2	3	7	14
福島	3	4	7	-	14
その他	35	41	52	4	132
合計	190	181	168	68	607

注：10件以上の整備対象事業所を有する府県。

出所：「工場転用ニ関スル資料（商工省関係）」1943年7月（『美濃部洋次文書』1048, 「第一種工業部門甲号業種中中央官庁ニ於テ整備区分ヲ為スベキ工場名一覧表」1943年7月（『美濃部洋次文書』1047）, 「工場転用ニ関スル資料（農林省関係）」1943年7月（『美濃部洋次文書』1049）。

じて零細事業主の整備を行わせた。1943年7月に織物製造業, 8月5日綿スフ統制会宛商工次官通牒による綿スフ紡績業, 同月19日羊毛統制会宛通牒「梳毛紡績業整備要領」, 「紡毛紡績業整備要領」, 同年9月人絹統制会宛通牒「人絹スフ製造業整備要綱」で具体的な業種向けの整備方針が示され実施に移された。その後も10月に織物加工業及繊維雑品染色整理業が, 12月に撚糸業と紡績業兼営織物製造業が企業整備の実施を強制された。これらの通牒のいずれも現有設備の一定能力を操業設備能力とし特定工場を指定する, 操業及び保有工場を除いた設備は廃棄し産業設備営団に供出させる, これらの「要領」の整備手続き完了は1943年9月もしくは10月とされ¹¹⁾, 企業整備が急がれた。これは中央と地方の二段階で指定することになる。企業規模が大きな場合には中央で指定するが, 零細個人事業者等については, 商工次官通牒等に基づき地方長官が指定した。また資産規模が大きく, 残有資産の転用が可能であれば, 指定企業の資産の転用については, 陸軍の陸軍航空本部, 陸軍造兵廠, 陸軍火薬廠, 陸軍被服廠, 陸軍製絨所等, 海軍の海軍航空本部, 海軍艦政本部等で転用先を決定する。その際に, 陸軍造兵廠や陸軍被服廠, 海軍艦隊本部等の直接的な事業資産への転用以外には, 個別企業への売却・譲渡・貸付・現物出資・賃貸として処分し, あるいは当該会社が転用先の事業としてその資産を保有したまま, 企業が「自営」とし

表8 企業整備対象企業の大手事業者

単位：件

	綿スフ紡績	梳毛紡績	人絹スフ紡績	綿スフ織物	毛織物	絹人絹織物	合計
東洋紡績	24	4	2	16	4	6	56
鐘淵紡績	18	6	2	13	7	10	56
大日本紡績	14	2	1	11	7	2	37
倉敷紡績	10	3	1	5	-	-	19
呉羽紡績	8	-	3	7	-	1	19
富士瓦斯紡績	8	-	1	5	-	2	16
大和紡績	8	-	2	5	-	-	15
福島紡績	10	-	-	4	-	-	14
中央紡績	7	-	-	7	-	-	14
日清紡績	6	-	-	8	-	-	14
日本毛織	-	5	1	-	6	-	12
興亜紡績	5	-	-	5	-	-	10
東洋レーヨン	-	-	3	2	-	3	8
大東紡績	-	3	-	2	3	-	8
朝日紡績	6	-	-	1	-	-	7
近江絹糸紡績	-	-	-	-	-	6	6
京都織物	-	-	-	-	-	4	4
帝国燃糸織物	1	-	-	1	-	2	4
日本レーヨン	-	-	2	2	-	-	4
内外綿	2	-	-	1	-	-	3
その他	17	1	9	-	-	9	45
総計	141	24	25	106	26	45	371

注：3件以上の事業所の整備企業を列記。

出所：前掲「工場転用ニ関スル資料（商工省関係）」、前掲、「第一種工業部門甲号業種中中央官庁ニ於テ整備区分ヲ為スベキ工場名一覧表」。

て指定される場合もある。「自営」の指定を受けると、従来の民生生産から軍需関連製造に品目を転換するだけで、そのまま事業を継続できた。軍需省設置後については、陸軍航空本部と海軍航空本部の業務は航空兵器総局が引き継いでいる。地方指定の中小・零細企業の設備資産の多くはスクラップの対象とされ、軍需省設置前では金属回収本部、軍需省設置後は企業整備本部、1945年6月6日以後は同省整備局でスクラップ後の処理方針が固められた。ただし大規模工場の転廃業と異なり、地方零細工場の廃業の場合、金属回収とその移動コストは少なくないはずであり、円滑に金属回収とその転用が行われなかった事例も多いようである。

企業整備の実施は地域性が強く現れる。1943年7月時点の商工省所管の繊維業6業種・農林省所管の蚕糸業・油脂製造業・肥料業のみを集計して地域別の特徴を点検すると（表7）、件数で愛知の77件、大阪76件が特に多く、以下、三重、兵庫、長野、東京、岐阜、静岡、岡山と続いた。愛知・大阪は繊維関係の事業所が多数集まっており、その周辺の繊維産業が多い兵庫や三重・岐阜も同様である。長野は農林省所管の蚕糸業に強く特化しており、ほぼ蚕糸業の廃業件数が現れ

表9 農林省所管企業整備対象企業

単位：件

整備対象企業	
(整備決定蚕糸業)	
片倉製糸紡績(株)	21
郡是製糸(株)	12
鐘淵紡績(株)	9
(株)笠原組	3
交水製糸(株)	3
神栄製糸(株)	3
日本レーヨン(株)	3
丸興製糸(株)	3
その他	111
合計	168
(企業整備予定)	
熊沢製油(株)	3
昭和産業(株)	2
その他	63
合計	68
総計	236

注1：丸興製糸の1件にはその他6名との一体となった事業所がある。

注2：蚕糸業等合計に農林省所管で整備が決定した缶詰3件と肥料1件を含む。

注3：3件以上の事業所の整備が決定した事業者を列記した。

注4：昭和産業の製油業2件、肥料業1件(決定)。

出所：前掲「第一種工業部門甲号業種中央官庁ニ於テ整備区分ヲ為スベキ工場名一覽表」、前掲「工場転用ニ関スル資料(農林省関係)」。

表10 企業整備の関係官庁

単位：件

(陸軍)	
航空本部	115
陸軍兵器本部	19
陸軍造兵廠	43
陸軍被服廠	19
陸軍製絨所	4
陸軍	21
小計	221
(海軍)	
海軍航空本部	93
海軍艦隊本部	20
海軍需品局	1
海軍	22
小計	136
(その他)	
海務院	4
商工省	1
農林省	1
内務省	1
その他	1
小計	5
総計	354

注1：「陸海軍」6件、「陸海軍航空本部」6件、「海軍及海務院」1件、「陸軍及海務院」1件、「海軍艦航」1件を2件に分活。

総計は原資料の件数。

出所：前掲「工場転用ニ関スル資料(商工省関係)」、前掲「工場転用ニ関スル資料(農林省関係)」。

ており、群馬もその傾向がある。そのため紡績業の大手事業者が集中する地域と繊維関係中小企業の集まる地域のみならず、廃業と金属回収の標的となり零細業者が集中していた蚕糸業者の多い県で企業整備対象工場が集中していた。

次に商工省所管繊維産業大手事業者の企業整備を点検しよう(表8)。1942年7月時点における、商工省所管の綿スフ紡績・梳毛紡績・人絹スフ紡績・綿スフ織物・毛織物・絹人絹織物の主要繊維6業種を見ると、最大の企業整備対象業者は東洋紡績と鐘淵紡績で56件、以下大日本紡績37件、倉敷紡績・呉羽紡績各19件と続き、10件を上回る日本毛織まで、11社の累計272件だけで全体の73%を占めていた。東洋紡績と鐘淵紡績は紡績部門と織布部門で関東以西に多数の事業所を抱えており、それが企業整備の対象となった。件数が1桁の企業の中には、東洋レーヨンや日本レーヨンのように人絹スフ紡績を中心とした事業の例もあり、また近江絹糸紡績と京都織物は絹人絹織物に特化していたが、いずれも民需産業のため、企業整備の対象とされた。農林省所管の

企業整備対象事業者は（表9）、ほとんど蚕糸業で、片倉製糸紡績21件、郡是製糸12件、鐘淵紡績9件が大手である。それ以下の事業者への集中度は高くない。養蚕地域の多数の小規模蚕糸業者が企業整備の対象とされた。蚕糸業以外では製油業の件数がいくらか多い。

1943年7月に商工省と農林省の企業整備により転用が指令された事業が確認できるものが354件あり（表10）、それを集計することにより所管部局と転用先企業を確認しよう¹²⁾。ただし原資料には、「陸軍」、「海軍」、「陸海軍」、「陸海軍航空」のような荒い転業所管部署の分類となっているものがあり、それをある程度細分化した。例えばそのうち転業先の事業主が、「被服」や「大阪造兵」であればそれぞれが被服廠、造兵廠と推定し、あるいは転換先事業の航空機産業から、航空本部として再分類したものがある。そのため原資料の情報を補正している。また複数にまたがる、「陸軍及海務院」のような事例は分割して加算した。合計はデータ件数総計354を採用しているため、陸軍・海軍・その他の小計の合計と一致しない。その集計表によると、最大の転用先は陸軍航空本部の115件で、ついで海軍航空本部93件となっている。この両者にかかわる多数の企業整備が行われたことが分かる。最も重視された航空機関係では両軍でほぼ拮抗した事業者の転用がなされたといえよう¹³⁾。そのうちの有力な事業所について陸軍もしくは海軍の航空本部で、激しい奪い合いになったはずである。そうした事態を調整したのが工場等転用協議会であった。それ以外の転用関係の部署では、陸軍造兵廠43件がある。そこには大阪造兵廠に係る事業転換が多数含まれている。そのほか海軍艦隊本部・陸軍兵器本部・陸軍被服廠が多い。航空機関係以外では陸軍の件数が多い。その他の省庁は僅かである。

次に5件以上の転用先が確認できる繊維産業の事業者を検討する（表11）。各地に工場を持つ鐘淵紡績は32件の転用先が確認でき、その転業対象は海軍航空隊、陸軍造兵廠のような直接転換のほか、川西航空機、日本国際航空工業3件のような航空機生産に直結したものが目立つ。それ以外には長崎兵器のような兵器産業、三井化学、松下無線のような軍需関係産業がある。特徴的なのが鐘淵紡績の関係会社への転換である。鐘淵ディーゼル、鐘淵金属工業、鐘淵油脂が含まれ、関係会社に事業を移したことになる。さらに自営7件が含まれており、民需繊維生産から軍需生産に自社工場ラインを転換したことを意味する。東洋紡績も30件と多く、陸軍兵器本部2件、海軍軍需局2件、海軍航空工廠のような軍直営に移したものがあり、また三菱航空、川崎航空工業のような航空機生産に直結する事業所転換があり、また三菱重工業、住友金属工業、東洋ゴム加工、東洋重工業、日本製鋼等の軍需産業が並んでいた。自営は1件のみである。片倉製糸紡績の事例でも自営5件を含むが、それ以外の事業は軍工廠への転換のほか航空機産業を含む軍需産業への転換がなされた。いずれも軍関係への転換を含むものが多いほか、航空機産業への転換が中心であった。転換処理のあり方では、商工省所管のみ判明する。譲渡・売却のような資産所有権を放棄するものもあるが、鐘淵紡績の場合には確認できる14件のうち賃貸11件で、主に賃貸で処理した。東洋紡績は17件のうち売却が8件、譲渡1件で所有権を放棄した事業所が多いが、それでも賃貸3件、下請1件、現物出資4件で、所有権を放棄していない事業所も多いといえる。こ

表11 企業整備対象企業の転換事業と処理方式

単位：件

整備対象企業	転換先の事業	処理内容
鐘淵紡績32 (未定2)	海軍航空隊, 陸軍造兵廠, 三井化学, 松下無線, 鐘淵ディーゼル (2), 鐘淵金属工業, 鐘淵実業 (4), 鐘淵油脂, 川西航空機, 長崎兵器, 日華ゴム, 日本タイヤ, 日本高周波, 日本国際航空工業 (3), 日本電気, 梅田機械, 名古屋合板 (2), 自営 (7)	譲渡2, 売却1, 賃貸11
東洋紡績30 (不明1)	陸軍兵器本部 (2), 海軍軍需局 (3), 海軍航空工廠, 三菱航空, 三菱重工業, 住友金属工業, 川崎航空工業 (4), 樽井化学工業, 東洋ゴム加工, 東洋合成化工, 東洋重工業, 東洋製鋼 (3), 日吉製作所, 日本護謨, 日本製鋼, 菅工業, 横浜護謨製造, 自営	譲渡1, 売却8, 賃貸3, 下請1, 現物出資4
片倉製糸紡績21 (未定1)	陸軍被服廠, 岩手鉄工所, 三機工業, 三晃螺子, 三菱航空, 三菱電機, 神戸製鋼所, 石川島芝浦タービン, 千葉製作所, 川崎航空工業, 大刀洗製作所, 東京芝浦電気, 日本機械工業, 日本小型飛行機, 立川飛行機, 自営 (5)	
大日本紡績17 (未定2)	陸軍被服廠, 陸軍兵器補給廠, 海軍艦隊本部, 海軍航空本部 (2), 井沢銃砲, 若山鉄工所, 住友通信工業, 松下無線, 川崎航空工業, 東亜金属, 東洋ベアリング, 日立製作所, 揖斐川電気, 自営	売却6, 賃貸3, 協力工場1
倉敷紡績13	陸軍兵器本部, 海軍航空本部, 大日本麦酒, 愛知精機, 萱場製作所, 三菱航空 (2), 三菱重工業, 倉敷航空機工業, 中国アミノ酸, 東京飛行機製作所, 日本アルミニウム	売却4, 賃貸2, 協力工場4
郡是製糸12	海軍火薬廠, 愛知航空機, 三菱電機, 川崎航空機工業, 川崎造機, 電元社, 東洋電機, 自営 (5)	
呉羽紡績11	陸軍兵器本部, 川崎航空工業, 大日本工業, 中島飛行機 (2), 津上安宅, 東京航空計器, 日立製作所, 自営 (2)	売却4, 賃貸1, 共同経営1, 現物出資1
福島紡績10	海軍艦隊本部, 三菱電機, 川崎航空工業, 第二精工舎, 中島飛行機, 島津製作所, 特殊工作所 (2), 日本特殊陶業, 日本輪業ゴム	売却4, 賃貸3, 協力工場2
富士瓦斯紡績9	海軍航空本部 (2), 三菱発動機, 住友金属工業, 川崎重工業, 東京芝浦電気, 東京通信機, 日本アルミニウム, 北辰電機	売却5, 譲渡2, 現物出資1
大和紡績8	海軍, 三菱航空機, 三菱電機, 山添発条, 住友金属工業, 大日本電線, 日本アルミニウム, 日本国際航空工業	売却5, 協力工場2
中央紡績7	東京芝浦電気, 大阪アルミニウム製作所, 東京無線電機, 那須アルミ, 豊田自動車, 豊田自動織機, 自営	売却3, 現物出資2
日清紡績6	陸軍被服廠, 陸軍兵器本部, 三菱航空, 三菱重工業, 曙石綿工業, 自営	売却1, 賃貸1, 下請1, 協力工場
朝日紡績5	被服廠・海務院, 近江航空, 大阪金属工業, 立川飛行機, 自営	譲渡1, 協力工場2
興亜紡績5	三鷹航空工業, 住友金属工業, 中島飛行機 (2), 日本国際航空工業	売却1
日本毛織5	川西機械製作所 (2), 三菱金属, 川西航空機, 中島飛行機	
日本レーヨン5	海軍航空隊, 陸軍兵器本部, 石川島航空工業, 福田軽飛行機, 中島飛行機	

注1：転用先事業が5件以上確認できるものを掲示。

注2：()は複数の転用工場が確認できる件数。

鐘淵実業の1件は鐘淵通信工業と共同。

注3：大日本紡績の海軍艦隊本部は海務院と共同。

注4：日清紡績の陸軍兵器本部は宿舍処分, 工場は自営, 塗料工場は日化工業。

注5：日本レーヨンの陸軍兵器本部は宿舍, 別に土地建物は海軍陸軍に。

出所：前掲「工場転用ニ関スル資料(商工省関係)」, 前掲「工場転用ニ関スル資料(農林省関係)」。

の傾向は下位の紡績会社でも同様で、事業所の売却や譲渡のみで企業整備に対応したものではなかった。これは敗戦後の繊維工場への逆転換の可能性を残すものである。当該紡績業会社は敗戦後に軍需生産を停止するが、工場の所有権が手元があれば、直ちに民生生産に復活できるはずである。

1943年8月以降の戦力増強企業整備の通牒により企業合同が促迫された結果、綿紡績会社は同年初の53社から10社に統合された。綿紡績の戦力増強企業整備により、45%を操業、29%を保有、26%を廃棄供出と決定している。梳毛紡績でも全設備の46%を操業、37%を保有、17%を廃棄(屑鉄8千トン)とし、紡毛設備では82%を操業、12%を保有、6%を廃棄(屑鉄1.1千トン)とした¹⁴⁾。1943年7月以降、企業整備の業種別整備要綱の発表が続き、それに伴い企業整備が進んだ。1944年春までに、残存民生産業及び雑工業として分類されている第1種と第3種工業は大規模事業所から中小・零細事業所まで、128,191工場になり、企業整備前の243,572工場の53%に縮小したという¹⁵⁾。

さらに1943年10月には、当初に保有設備と区分したのもも移設・転用見込のあるものを除き、屑鉄とすることになり、業種別に通牒を発し、保有設備の廃棄を促進した。これが1943年度第2次供出といわれる。また第1種工業部門の企業整備が進捗したため、1944年には第3種工業部門と第2種工業部門の整備を推進することとなる。第3種工業部門については、1943年11月、玉糸及座繰生糸製造業、1944年2月、洋傘統制組合、1944年2月、製綿工業が企業整備の対象となった。農商省繊維局所管の商業部門として1944年5月、繊維製品末端配給機構、生糸配給機構、繊維雑品配給機構がそれぞれ企業整備の通牒を発せられ、整備対象業種となった¹⁶⁾。しかし短期間の企業整備の実施には相当な無理があり、それについて例えば貴族院調査会企業整備調査委員会は1944年1月に、工場転用の徹底を欠き成績不振の現状にあり、また中央で直接扱う第1種・第3種工業整備が地方の実情に合致せず企業整備が円滑に行かないため、地方長官に権限を委譲する必要がある、重要産業に自家転換を希望する場合も迅速な転換が困難であり十分検討する必要がある、転用工場設備の評価基準未決定のものがあり、またその手続きは煩瑣であり簡易迅速化が必要である、転用撤去設備が長期に放置されるものも少なくない、整備途中に政府の方針の変更で関係業者が困惑したこともある、等の多くの実行上の難点を指摘していた¹⁷⁾。

さらに政府は1944年1月18日閣議決定「第2種工業部門企業整備措置要綱」と、2月15日「機械工業等整備要綱」により、軍需工業の生産機構の整備確立を重視して、企業整備を行った。政府は有力な軍需産業の基本工場を政府発注工場に指定し、それに協力工場と集団利用工場を配置し、基本工場を核に企業系列を整備し、日本全国の工場を東部・西部・九州の地区別に編成した。その後の戦局が悪化する中で、軍需産業のさらなる重点的生産体制を築くため、1945年5月11日閣議決定「生産体制ノ確立要綱」で、軍需生産防衛を目的とし重要軍需品生産効率を最大限に引き上げのため、企業整備を再度強化し、要確保工場の指定を行うものとされたが、敗戦までにさしたる効果がなく終わった¹⁸⁾。

- 1) 前掲『商工政策史』第16巻「繊維工業（下）」210-11頁。1942年5月11日に産業設備営団買受評価基準が規定された。
- 2) 同前，212-14頁。ただし1942年10月1日現在で，26工場中20工場が原料不足で自主的に休止もしくは重要産業部門に転換していた。
- 3) 同前，215-17頁。
- 4) 前掲『商工政策史』第6巻「産業統制」，568-69頁。
- 5) 『美濃部洋次文書』1045。
- 6) 『美濃部洋次文書』1050。
- 7) 前掲『商工政策史』第6巻「産業統制」，231頁。
- 8) 企業整備本部長難波の説明（日本経済連盟『企業整備に関する官民懇談会速記録』1944年2月），3-8頁。
- 9) 同前7-24頁。
- 10) 同前24-36頁。
- 11) 前掲『商工政策史』第16巻「繊維工業（下）」231-33頁，233頁。231頁の説明と238頁の通牒列記と微妙に日付が異なる。繊維産業の統制会としては，羊毛統制会（1942年9月20日設置），麻統制会（9月25日設置），人絹絹統制会（10月2日設置），綿スフ統制会（10月5日設置），があったが，1943年9月21日閣議決定で，統合され，繊維統制会となった。
- 12) 転用先の多数の法人名が見出せるが，その存在を帝国興信所『帝国銀行会社要録』1940年版と同1942年版及び持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』1951年，関係する紡績会社社史で確認できるもののみ採録した。不明の事業者については不明件数を示した。
- 13) 戦時総動員における航空機産業の意義と生産要素の投入については，山崎志郎「戦時工業動員体制」（前掲『戦時経済一計画と市場』所収）が詳細である。
- 14) 前掲『商工政策史』第16巻「繊維工業（下）」231-32頁。
- 15) 小山弘健『日本軍需工業の史的分析』御茶ノ水書房，290頁。
- 16) 前掲『商工政策史』第16巻「繊維工業（下）」238-39頁。
- 17) 貴族院調査会企業整備調査委員会「戦力増強企業整備ニ付テ」1944年1月（『美濃部洋次文書』1074）。同一趣旨の同「戦力増強企業整備ニ関スル調査報告」1944年1月20日（『美濃部洋次文書』1073）もある。
- 18) 前掲『商工政策史』，第6巻「産業統制」572-73頁。

5. 企業整備資金措置

5. 1 企業整備資金措置の方針

「企業整備資金措置法」に基づき1943年7月15日「企業整備資金委員会官制」により企業整備資金委員会が同日に設置された。同委員会は大蔵大臣の監督に属し，関係各大臣の諮問に応じて「企業整備資金措置法」の施行に関する重要事項の調査審議をするものとされた。会長は大蔵大臣，各省庁から次官と局長級委員40名が選任された。第1回委員会で名前を連ねているのは，会長を除く現役文官・武官21名がおり，うち大蔵省から次官・局長で5名，商工省から金属回収本部長を含み局長級4名，陸軍海軍からはそれぞれ2名が選任されていた。残る19名も元官僚・実業界代表等であった¹⁾。この委員構成では，個別業種の利害が所管官庁の意向と相反する場合には，業界側の要望の表明が困難なこともありえたと思われる。

企業整備資金委員会で企業整備資金措置の方針が決定されるものとされており，1943年7月17日に第1回企業整備資金委員会が開催された。そこでは法律の趣旨説明のほか，企業整備資金措

表12 1943年度に実施する企業整備に伴う資金所要額及び財政負担額調

単位：千円

	所要資金	財政負担	予算計上額		予算外契約額	
			81議会	82議会	81議会	82議会
金鉱業整備	139,970	120,000	-	-	120,000	-
廃止金鉱業資産買取	119,970	100,000	-	-	100,000	-
休止金山保坑補助	20,000	20,000	-	-	20,000	-
石炭鉱業整備	242,500	42,477	29,821	-	12,656	-
廃止炭鉱資産買取	20,000	6,815	6,815	-	-	-
炭鉱統合	222,500	35,662	23,006	-	12,656	-
一般企業整備	4,300,921	2,457,160	14,571	153,479	1,015,360	1,223,750
廃止事業の資産引受又は買取	3,412,121	2,225,360	-	-	1,015,360	1,210,000
休止事業資産保有補助	13,750	13,120	-	-	-	13,750
実績補償共助金	589,000	-	-	-	-	-
生活援護共助金	162,506	94,506	4,140	90,366	-	-
廃休止工場等の従業者の生活援護費及休業手当補助	59,200	59,200	4,974	54,226	-	-
国民更生金庫政府出資払込（交付公債）	50,000	50,000	-	-	-	-
勤労訓練施設等補助	9,340	9,340	3,024	6,316	-	-
官庁事務費等	5,004	5,004	2,433	2,571	-	-
合計	4,683,391	2,619,637	44,392	153,479	1,148,016	1,223,750

注：財政負担の一般企業整備で630千円合致せず。

出所：大蔵省『企業整備資金措置の説明』1943年8月，88-89頁。

置法運用方針が提案された²⁾。その趣旨説明が大蔵省総務局長迫水久恒より行われている。その長文の同運用方針の説明によると、特殊決済を導入するに当たり、資金の例外的現金化となる特殊決済免除の許可制と既存債務と譲渡代金との相殺の許可制を実施する、特殊決済の方法の選択は原則自由とするが、国民更生金庫を債務者とする場合には特殊預金・特殊金銭信託及び国民更生金庫特殊借入金のみに限定する、特殊預金は期限前払戻しを、特殊金銭信託は期限前解除を認めるが、金融機関に対する特殊決済債権の期限前の処分は金融機関に対する譲渡または質入により行わせ、特殊決済債権を金融機関に集中させる、また会社の営業譲渡は認めるが会社解散を極力阻止する、企業整備の結果特別經理の許可をする場合には当該会社の配当率に制限を加えた許可制を敷く、とした。そのほかいくつもの措置方針が列記されており、これらによって企業整備に伴う資金の浮動化を阻止するものとした。そして同日に「企業整備資金措置法運用方針大綱」が答申された³⁾。さらに実施規定として、1943年8月9日次官会議決定「企業整備資金措置法第3条ニ依ル政府ノ買取代金ノ特殊決済取扱要領」で、政府の買取する物件について特殊決済の方法によるものとしては、会社に属する土地建物・船舶・設備または権利等を対象とし、個人についても同様とした⁴⁾。

表13 法令別特殊決済累計（1944年11月累計）

単位：千円

	企業整備資金措置法	臨時資金調整法	合計
特殊預金	3,661,633	290,484	3,952,117
特殊金銭信託	188,888	15,985	204,873
債務者特殊借入金	151,832	—	151,832
戦時金融金庫特殊借入金	24,142	—	24,142
政府特殊借入金	5,806	332,477	338,283
合計	4,032,301	638,946	4,671,247

出所：大蔵省理財局特殊決済課「第86議会特殊決済特別参考書」1945年1月（旧大蔵省資料）。

5. 2 企業整備資金措置の施行

特殊決済としては「企業整備資金措置法」に基づくものと、「臨時資金調整法」第10条ノ2（1942年4月1日改正）に基づくものがある。政府特殊借入金・特殊預金・特殊金銭信託・債務者特殊借入金・戦時金融金庫特殊借入金のいずれかで決済されるが、その実行条件は、1943年7月13日大蔵省告示で決定され、政府特殊借入金金利年3.65%、10年、特殊預金3.8%、5年、特殊金銭信託3.8%、5年、債務者特殊借入金（政府保証産業設備営団特殊借入金・政府保証国民更生金庫特殊借入金）、4.3%、10年、戦時金融金庫特殊借入金4.3%、10年、であった。債務者特殊借入金にはその他金融機関がありえるため、その場合の金利はその都度定めるものとした。国債による処理は設定されておらず、「企業整備資金措置法」施行前の金鉱業整備で実施された交付公債による政府補償金支給は、同法に基づく特殊決済に全面的に移行した。

戦力増強企業整備による製造業の企業整備資金措置については（表12）、一般企業整備所要資金4,300百万円、うち廃止事業の資産引受または買取3,412百万円が8割ほどを占めていた。一般企業整備への財政負担は2,457百万円、うち廃止事業の資産引受または買取に2,225百万円を支出するものとした。ただし第81回議会の予算計上14百万円、第82回議会予算計上153百万円で、これらの財源は廃止事業からの資産引受と買取を負担するものではない。転業に伴う従業員の生活支援という社会政策的費目として計上された。企業整備に伴う廃業資産買取は予算外国庫契約による負担枠が設定されていた。それは第81議会で1,015百万円、第82議会で1,223百万円の枠が確保され、これを上限として政府が一般会計で負担するものとなった。実際の企業整備に伴う政府現金支出がどれだけ膨らむかについては、特殊決済を導入するため見積もることが困難であり、また政府歳出規模を拡張することが困難なため、このような措置をとった。これらの資金枠で戦力増強企業整備が急速に進展した。

企業整備による政府の巨額資金散布の結果としての流動性への圧縮措置として、企業整備資金措置が実施されるが、その実態を紹介しよう。1944年11月現在では、「企業整備資金措置法」に基づく特殊決済累計では合計4,032百万円となっており、そのうち特殊預金3,661百万円が巨額で、

表14 特殊決済地方別状況 (1944年11月末累計)

単位：口数, 千円

道府県	特殊口数	決済額金額	うち特殊預金口数	預金金額
東京	77,384	1,514,041	74,972	1,013,207
大阪	25,268	684,923	24,825	614,367
愛知	15,764	251,757	15,712	224,966
兵庫	11,409	196,030	11,360	187,791
京都	16,615	185,480	16,508	177,306
福岡	7,370	97,657	7,293	85,796
福井	2,259	90,864	2,254	89,790
神奈川	5,737	75,263	5,715	67,988
石川	2,887	57,626	2,887	57,626
長野	5,999	55,433	5,990	55,169
群馬	3,184	52,681	3,180	51,726
その他	96,866	620,892	96,587	600,298
合計	270,742	3,882,653	267,283	3,226,033

注1：特殊決済合計が500万円以上の府県を採録した。

注2：東京の特殊金銭信託72,015千円, 特殊借入金145,684千円, 戦時金融金庫特殊借入金10,596千円, 政府特殊借金272,539千円。

出所：前掲「第86回議会特殊決済特別参考書」。

表15 特殊決済の主体別特殊決済累計

単位：千円

	特殊決済額
政府	355,760
地方公共団体	287,469
国民更生金庫	1,222,526
産業設備営団	382,740
帝国鉱業開発株式会社	116,976
日本石炭株式会社	57,876
その他	2,247,900
合計	4,671,247

注1：政府の道府県に対する疎開事業補助費は303,451千円。

注2：地方公共団体は疎開関係による決済額。

出所：前掲「第86回議会特殊決済特別参考書」。

表16 政府の金銭債務別特殊決済 (1944年11月末累計)

単位：千円

	政府特殊借入金		特殊預金		特殊金銭信託		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内務省	20	303,451	-	-	-	-	20	303,451
大蔵省	-	-	2	3,446	-	-	2	3,446
陸軍省	-	-	10	5,213	1	252	11	5,465
海軍省	4	29,026	5	7,417	2	1,243	11	37,686
農商省	1	256	1	425	-	-	2	681
運輸通信省	-	-	27	3,763	20	1,268	47	5,031
合計	25	332,733	45	20,264	23	2,763	93	355,760
前月末	19	297,451	41	17,236	21	2,732	81	317,419

出所：前掲「第86議会特殊決済特別参考書」。

以下特殊金銭信託188百万円, 債務者特殊借入金151百万円と続き, 戦時金融金庫特殊借入金と政府特殊借入金による特殊決済は小額であった。またこの時点での「臨時資金調整法」に基づく特殊決済累計は638百万円にとまり, その内訳は特殊預金290百万円, 政府特殊借入金332百万円等となっていた(表13)。特殊決済の地方別状況を見ると, 東京が77,384口, 1,514百万円で最も多額で38%を占め, ついで大阪25,268口, 684百万円, 愛知15,764口, 251百万円, 兵庫11,409口, 196百万円, 京都16,615口, 185百万円と続き, 各地の繊維産業を中心とした企業が企業整備による特殊決済の対象となっていた(表14)。

表17 金融機関別特殊預金及び特殊金銭信託取扱状況（1944年11月累計）

単位：千円

金融機関	口数	金額
(銀行)		
日本勸業	99,973	506,662
安田	32,381	460,021
帝国	10,097	384,965
三菱	9,157	263,067
三和	12,888	252,147
住友	10,867	250,978
東海	10,770	136,459
日本興業	118	108,907
野村	6,583	104,368
福井	1,822	81,333
神戸	5,753	45,866
横浜正金	932	45,846
北陸	5,686	37,935
北海道拓殖	6,782	37,006
八十二	3,165	35,122
足利	2,024	34,659
埼玉	3,092	32,056
北国	834	31,830
丹和	1,394	29,138
横浜興信	3,118	23,240
十七	2,267	23,178
静岡	3,331	20,747
伊予合同	1,830	19,309
中国	2,657	16,869
山口	949	16,145
播州	870	15,663
駿河	1,083	15,191
芸備	1,649	14,150
山梨中央	1,280	12,884
台湾	44	12,482
銀行その他	23,887	157,688
合計	267,283	3,226,033
(信託会社)		
三井信託	732	32,456
三菱信託	530	23,102
野村銀行	156	20,367
住友信託	584	20,002
安田信託	572	19,094
三和信託	454	16,518
その他	126	10,822
信託合計	3,154	142,363
総計	270,437	3,368,396

注：10百万円以上の金融機関を採録。

出所：前掲「第86回議会特殊決済特別参考書」。

表18 特殊決済資金の免除並びに資金化の用途別（1944年11月末）

単位：千円

資金用途別	特殊決済免除	期限前払戻解除	譲渡	担保差入
現物出資に換える増資または新会社株式払込	411,293	8,444	675	292
借入金返済	476,641	493,277	291,846	13,340
金融機関へ	205,463	429,938	223,195	12,269
債務者との旧債務の相殺	135,108	-	-	-
その他	136,070	63,339	68,651	1,071
株式取得	73,427	18,888	9,887	3,224
事業資金	134,686	66,270	10,631	12,229
社債等購入	17,734	-	-	-
退職手当・給与支払	23,535	11,570	1,231	-
株主分配・出資払戻	50,923	-	-	-
手付金と相殺	10,087	92	-	-
租税・公課納付	23,535	27,598	1	832
所有株式払込	38,624	24,729	-	1,220
設備撤去移転	4,919	-	-	-
生活費・転業資金	1,973	2,672	109	1
代替住宅購入費	4,169	-	-	-
寄付及び献金	1,256	-	-	-
その他	29,003	44,333	193,569	5,350
合計	1,301,815	697,873	507,948	36,488
1944年10月末	1,243,663	635,154	489,808	35,261

注：特殊決済免除合計に微差あり。

出所：前掲「第86回議会特殊決済特別参考書」。

特殊決済を実施する際に企業と特殊決済の主体の関係は、先述のように資産買取により特殊決済の窓口機関が設置されたことにより、その事業が代行されるため、すべて政府と直接に行うわけではない。その整備対象企業の特殊決済の相手は、国民更生金庫が1,222百万円と最も大きく、産業設備営団382百万円と続き、政府355百万円である。そのほか政府の地方公共団体経由に疎開関係の決済がある。その他が2,247百万円と多額であり、民間相互の取引による特殊決済が中心であろう（表15）。政府の金銭債務別の特殊決済を見ると、1944年11月末累計で、355百万円のうち、政府特殊借入金332百万円でほとんどを占め、所管別では内務省が多く、地方長官が所管した地方の零細工場のスクラップ関係と思われる。海軍省所管の金額が多いのは海軍関係の買収案件が多かったことをさすものと思われる。政府扱いの特殊預金・特殊金銭信託は小額であった（表16）。特殊預金と特殊金銭信託の取扱金融機関については、1943年7月13日大蔵省告示で特殊銀行を含む全国の73銀行、8信託会社が指定された。その後取扱信託会社が増え、12信託会社が取り扱った。銀行扱いの特殊預金では金額的に多額のものとしては、日本勧業506百万円、安田460百万円、帝国384百万円、三菱263百万円、三和252百万円、住友250百万円、東海136百万円、日本興業108百万円、野村104百万円等である。金銭信託は各社合計142百万円に過ぎない（表17）。

特殊決済として処理された企業整備に伴う資産売却資金等は、制限を受けながらも流動化が認

表19 決済方法別特殊決済状況（1943年7月15日～44年11月30日）

単位：千円

	特殊決済			見合融資		
	累計	払戻・解除	末残高	累計	回収額	末残高
特殊預金	3,952,117	426,084	3,226,033	2,044,615	258,107	1,786,508
特殊金銭信託	204,873	62,510	142,363	74,979	4,106	70,873
債務者特殊借入金	151,832	-	151,832	-	-	-
戦時金融金庫特殊借入金	24,142	-	24,142	18,488	-	18,488
政府特殊借入金	338,283	-	338,283	-	-	-
合計	4,671,247	788,594	3,882,653	2,138,082	262,213	1,875,869
1944年10月末累計・残高	4,353,768	716,224	3,637,544	1,900,292	210,277	1,690,015

出所：前掲「第86議会特殊決済特別参考書」。

表20 政府特殊借入金残高（1945年11月10日現在）

単位：件、千円

	件数	金額
「企業整備資金措置法」第3条	1	8,263
同第10条	2	5,550
「臨時資金調整法施行令」第9条ノ6	303	2,915,741
立木関係	41	997
疎開事業関係	82	1,533,651
船舶関係	92	1,196,729
国民更生金庫	1	51,567
物件購入関係	85	118,983

出所：大蔵省金融局「第89回帝国議会参考書」1945年11月（旧大蔵省資料 Z389-9）。

められる。その特殊決済資金の免除と資金化では、特殊決済免除が合計1,301百万円でもっとも多額で、その内訳は借入金返済476百万円、増資または新会社株式払込411百万円、事業資金134百万円が多く、その他の期限前払戻解除合計697百万円は借入金返済493百万円が中心で、譲渡合計507百万円も借入金返済が中心であった（表18）。企業整備の対象となった当事者にとっても、資産処理に伴う負債圧縮は必要であり、借入金返済にかかる資金解除は政府としても認めざるを得なかった。1943年7月～44年11月の期間で、特殊決済4,671百万円のうち払戻・解除788百万円をみたが、そのほか特殊決済によって凍結された特殊預金を見合いとした預金者融資が行われており、融資累計2,138百万円でうち特殊預金の見合融資2,044百万円で、ほぼ特殊預金の資金枠から融資されていた（表19）。

敗戦後の特殊決済預金の動きの全貌を把握することはできないが、部分的な情報として、1945年11月10日現在の政府特殊借入金について判明する。それによると企業整備資金措置による特殊決済預金の積み上げがほぼ一巡し、それ以外の「臨時資金調整法」による企業の疎開等により発

生じた特殊決済預金もある。企業整備資金措置によるものは、1944年11月累計5百万円に止まり、残高で13百万円であった。他方、「臨時資金調整法」によるものは1944年11月累計332百万円から残高2,915百万円に増大していた。急増した「臨時資金調整法」による政府特殊借入金の内訳で多額のものもは疎開事業関係1,533百万円、船舶関係1,196百万円である（表20）。これらの項目で特殊決済預金が増大した。いずれも1944年11月時点の残高を上回っており、それゆえその他の特殊決済項目も概ね増大を辿っていたといえる。特殊決済を担当した特殊法人の敗戦後の特殊決済残高をみると、産業設備営団が特殊預金振込資金借入額（46行）568,573千円、特殊金銭信託振込資金借入額（8社）23,023千円、産業設備営団特殊借入金32百万円、合計623,596千円である⁵⁾。また国民更生金庫の敗戦後の特殊借入金残高は、特殊預金見合借入金1,525,437千円、特殊借入金46,121千円、合計1,572,558千円であった⁶⁾。戦時金融金庫の特殊借入金は1944年3月末11,003千円、1945年3月末25,643千円、さらに閉鎖された1945年9月30日の41,165千円に残高が増大していた⁷⁾。

日本敗戦直後の政府の巨額支払いが見られた。その支出は臨時軍事費特別会計からのものが巨額に達したが⁸⁾、その際に特殊決済資金については巨額解除が行われなかったと見られるため、戦後インフレ加速要因としては大きなものではなかったはずである。

- 1) 大蔵省総務局企業整備課『企業整備資金委員会第1回会議議事録』1943年7月、1-3頁。これ以外に臨時委員が42名が指名されていた。
- 2) 同前、7-15頁。
- 3) 同前、15-27頁。
- 4) 前掲『企業整備資金措置法解説』446-47頁。
- 5) 前掲『閉鎖機関とその特殊清算』548頁。
- 6) 同前、535頁。
- 7) 同前、524頁。
- 8) 大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで』第14巻「国庫制度国庫収支」（鈴木武雄執筆）、1980年、東洋経済新報社、第4章、前掲『戦時日本の特別会計』第1章。

おわりに

日中戦争期の戦時体制強化の中で、企業整備政策として1930年代後半の中小企業の不要不急産業に属するものを統合する案が見られた。戦時体制の中では不要不急産業の存立意義は希薄化し、その淘汰が方針として採用される。実際には企業整備の強行は自由企業体制を強権的に部分消滅させることに等しく、1941年12月開戦後の戦時体制の一段の強化の中で採用された。先行的に「自発的」企業整備を行った後、1942年閣議決定「戦力増強企業整備要綱」で企業整備が強権的な政策として打ち出され、「企業整備令」で実施することとなり、その円滑な実施のための資金措置として、1943年「企業整備資金措置法」が公布され、企業整備を促進するものとなった。こうして企業整備計画が実施に移された。本稿では、金鉱業整備と不要不急製造業整備の施行内容を紹介した。前者は金山廃休止を目的とし、日本内地のみならず、有力な金山を多数抱えていた植民地朝鮮でも大規模に実施された。そしてその金鉱山休廃止のための多額の資金が散布された。ま

た国内の不要不急工業に対しても同様の措置が行われた。不要不急工業は商工省所管の繊維産業、一部金属素材産業、農林省所管の蚕糸業、食品産業で多数の工場が転廃業を促迫された。この企業整備の事業所処理では転廃業のみならず自営・賃貸・現物出資・協力工場がかなりの件数で見出され、これは日本敗戦後に工場資産の回収を可能とするものである。本稿を通じて、金鉱業、繊維工業、蚕糸業が中心であるが、政府の企業整備政策全般をある程度把握することができた。これらの特殊決済に伴う政府の事業補償資金の交付は特殊預金、特殊金銭信託、政府特殊借入金等として、当面の資金の流動化を阻止された。一部資金解除により、別事業参入等に投入は認められたが、その流動化を認められた資金枠は限定されたものであった。そのため特殊決済による資金流動化阻止という目標はおおむね達成されたといえよう。

戦時企業整備により1943年7月以降に不要不急産業としての多数の繊維産業や蚕糸業、食品産業が淘汰された。その機械設備は別の戦時必須産業に転用されたものも少なくない。これは日本の産業構造の戦時重化学工業化と強制的な事業の系列化の促進を意味するものと評価されている。それを強調する見解は多い。他方、戦後日本産業構造が脱繊維産業化を急速に推し進めたことにならなかったのもまた事実である。1945年8月15日日本敗戦で、戦時統制経済は終わり、戦後のインフレの中で戦後統制経済が始まるが、非軍需産業に対する企業整備は不要となり、逆に軍需産業の非軍事化、中間賠償取立てにより工業設備の取崩し等が行われる。敗戦後の日本産業の非軍事化方針の中で、日本が国際競争力を持って輸出市場に乗り出せた産業はやはり伝統的な繊維産業であった。敗戦後は軍需産業が業務を停止するため、その工場設備が再度繊維産業や食品産業に復活する。また鐘淵紡績や倉敷紡績（1944年1月25日に倉敷工業株式会社に商号変更）のような企業はグループの多角化を急速に進め、企業整備の対象になっても、グループ内の別の産業に事実上転換したのも少なくないため、敗戦後には設備補修や原料調達に苦慮するものの、平和産業として比較的容易にもとの業態に復帰できるものであった¹⁾。製造業の非軍事化過程で、軍需産業に集中的に投入されていた機械設備が、非軍需産業のなかの技術とノウハウの蓄積のある繊維産業へ重点的に再投入されたものといえるかもしれない。しかも転廃業の対象外となった生産性の高い工場を中心に再起した繊維産業は強力な競争力を有した。そのため日本の製造業の脱繊維産業という事態は戦時企業整備では貫徹できずに、戦後の繊維産業復活となる。短期で消滅させられた産業は短期での復活もまた可能であったといえよう。

最後に企業整備体制の消滅を紹介して本稿を閉じよう。「企業整備令」は1945年12月20日「国家総動員法」廃止（施行1946年4月1日）とともに廃止された。また「企業整備資金措置法」は、1946年10月19日の「企業再建整備法」と「金融機関再建整備法」が同年10月29日施行となり、翌10月30日に廃止となった。特殊預金等の管理を担当していた大蔵省国民貯蓄局は1946年2月2日に廃止され、所掌事務は1946年2月2日に銀行局国民貯蓄課に吸収された。軍需省整備局は1945年8月25日軍需省廃止とともに廃止された。敗戦後の企業財務としては、戦時補償打切り、在外財産切捨て、中間賠償取立て、財閥解体、閉鎖機関特殊清算等の多岐にわたる企業の損失処理が

発生するため、会社経理応急措置と企業再建整備が実施される²⁾。他方、1946年2月17日「金融緊急措置令」公布施行で預金封鎖が実施され、その封鎖対象には特殊預金・特殊金銭信託も含まれていた³⁾。特に戦時補償打切りによる企業の巨額損失発生は最大の損失発生要因となった。政府が戦時に約束した各種支払に対し一部を除き（地震保険等）補償の回収が強行される。この戦時補償打切りの一環として、企業整備資金措置により政府が買収したことに伴う特殊預金等は回収される。すなわち一部の非課税枠を残し、指定時の1945年8月15日現在における特殊預金、特殊金銭信託、政府特殊借入金等はほぼ全額が政府の戦時補償特別税として政府に回収された⁴⁾。そのほか企業整備の施行で政府の業務を一部代行した特殊法人の産業設備営団は1946年12月18日に閉鎖機関に指定され、1947年3月10日「閉鎖機関令」により特殊清算され、1961年11月13日に特殊清算終了となった。同様に国民更生金庫は1947年1月16日に指定され1955年4月28日に清算終了となり、戦時金融金庫は1945年9月30日に指定され1975年9月29日に清算終了となり、日本石炭は1947年6月2日に指定され1956年10月19日に清算終了となった⁵⁾。帝国鉱業開発は1946年5月25日に1945年11月24日「会社ノ解散ノ制限等ノ件」により制限会社に指定され、同年8月11日より1946年8月15日「会社経理応急措置法」による特別経理会社となり、同年12月9日に1946年4月19日「持株会社整理委員会令」による持株会社に指定され、さらに1948年2月7日に1947年12月18日「過度経済力集中排除法」の適用会社に指定され（翌年1月21日に同法の指定解除）、こうした込み入った企業処理を経て1949年12月31日に「企業再建整備法」による企業再建整備計画が認可され、1950年4月1日に解散し清算となったが、その事業は新勘定を基礎に引き継いだ第二会社で継続された⁶⁾。朝鮮鉱業振興は1949年8月1日に同日の「旧日本占領地に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する制令」で在外会社に指定され、特殊整理に移行したが、特殊整理未了のままである⁷⁾。

- 1) 例えば倉敷紡績（1946年3月23日に商号変更）の軍需転換等の11工場について、綿紡績・綿織物等の工場への復元許可が1947年2月～49年4月に与えられ、繊維産業に復帰した（倉敷紡績株式会社『倉敷紡績百年史』1988年、256～61頁）。
- 2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「企業財務」（宮崎正義執筆），東洋経済新報社，1983年，参照。
- 3) 同前，第12巻「金融政策（1）」（中村隆英執筆），1976年，第2章，参照。
- 4) 同前，第11巻「政府債務」（加藤三郎執筆），1983年，第3章，参照。
- 5) 閉鎖機関については，前掲『閉鎖機関とその特殊清算』のほか，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講話まで』第1巻「賠償・終戦処理」（原朗執筆），第9章，大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「国有財産」（柴田善雅執筆），東洋経済新報社，1995年，第3章第2節，参照。
- 6) 帝国鉱業開発の戦後処理については，帝国鉱業開発株式会社『帝国鉱業開発株式会社史』1970年，参照。
- 7) 在外会社については，拙稿「在外会社とその分析」（『大東文化大学紀要（社会科学）』第35号，1997年3月）参照。